

平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業

生活支援体制整備事業の推進に向けた

市町村支援強化研修会

～地域の特性を踏まえた事業展開をどう支援するか～

日 時 2018年2月7日（水） 10:00～16:30

会 場 建築会館ホール

対 象 ・都道府県の生活支援体制整備事業の担当者、関連部署の
担当者

・都道府県と連携して生活支援体制事業の推進に関わっている
方（中間支援組織の担当者、市町村職員、生活支援コーディネーター、学識経験者等）

主 催 株式会社日本総合研究所

<目次>

1. 本日のプログラム	…p2
2. 本調査研究事業の研究会について	…p4
3. 生活支援体制整備事業の推進にあたって都道府県・連携先に期待される役割（諏訪徹 教授）	…p5
4. 生活支援体制整備事業について（厚生労働省 老健局 振興課）	…p9
5. 都道府県と連携先による取り組み事例	
① 群馬県、群馬県社会福祉協議会	…p21
② 埼玉県、埼玉県社会福祉協議会	…p29
新潟県、さわやか福祉財団、支え合いのしくみづくりアドバイザー	…p37
6. パネルディスカッション	
① パネリスト プロフィール	…p51
② パネルディスカッション論点	…p52

<本日のプログラム>

時間	内容
10:00～10:05 (5分)	開会
10:05～11:50 (105分)	<p>第一部 レクチャー及び実践例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業の推進にあたって都道府県・連携先に期待される役割 <p style="margin-left: 40px;">日本大学 文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹 氏 (本調査研究事業 研究会 委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業について <p style="margin-left: 40px;">厚生労働省 老健局 振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県と連携先による取り組み事例 <p style="margin-left: 40px;">群馬県 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会</p> <p style="margin-left: 40px;">埼玉県 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会</p> <p style="margin-left: 40px;">新潟県 公益財団法人さわやか福祉財団 支え合いのしくみづくりアドバイザー</p>
11:50～13:10 (80分)	休憩

<本日のプログラム（続き）>

時間	内容
13:10～14:25 (75分)	<p>第二部 パネルディスカッション ～地域の特性を踏まえた事業展開をどう支援するか～</p> <p><パネリスト> 埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長 金子 直史 氏 公益財団法人さわやか福祉財団 理事長 清水 肇子 氏 日本大学 文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹 氏 松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 課長 中沢 豊 氏 倉敷市 第1層生活支援コーディネーター、 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 松岡 武司 氏 高崎市 第1層生活支援コーディネーター 目崎 智恵子 氏</p> <p><オブザーバー> 厚生労働省 老健局 振興課</p> <p><進行> 株式会社日本総合研究所 シニアスペシャリスト 齊木 大</p>
14:25～14:35 (10分)	休憩・会場設営
14:35～16:00 (85分)	第三部 情報交換会
16:00～16:05 (5分)	閉会挨拶
16:05～16:30 (25分)	フリータイム (16:30までにご退場下さい)

生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための
研修プログラムの開発に関する調査研究事業
研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略、○は委員長)

池田 昌弘	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
金子 直史	埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長
清水 肇子	公益財団法人さわやか福祉財団 理事長
○ 諏訪 徹	日本大学 文理学部社会福祉学科 教授
中沢 豊	松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 課長
永田 祐	同志社大学 社会学部 准教授
平井 庸元	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部 副部長
松岡 武司	倉敷市 第1層生活支援コーディネーター
目崎 智恵子	高崎市 第1層生活支援コーディネーター
(オブザーバー)	厚生労働省 老健局 振興課
(事務局)	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター

生活支援体制整備事業の推進にあたって 都道府県・連携先に期待される役割

2018.2.7 生活支援体制整備事業 市町村支援強化研修会
日本大学文理学部 諏訪 徹

1

生活支援体制整備事業の課題

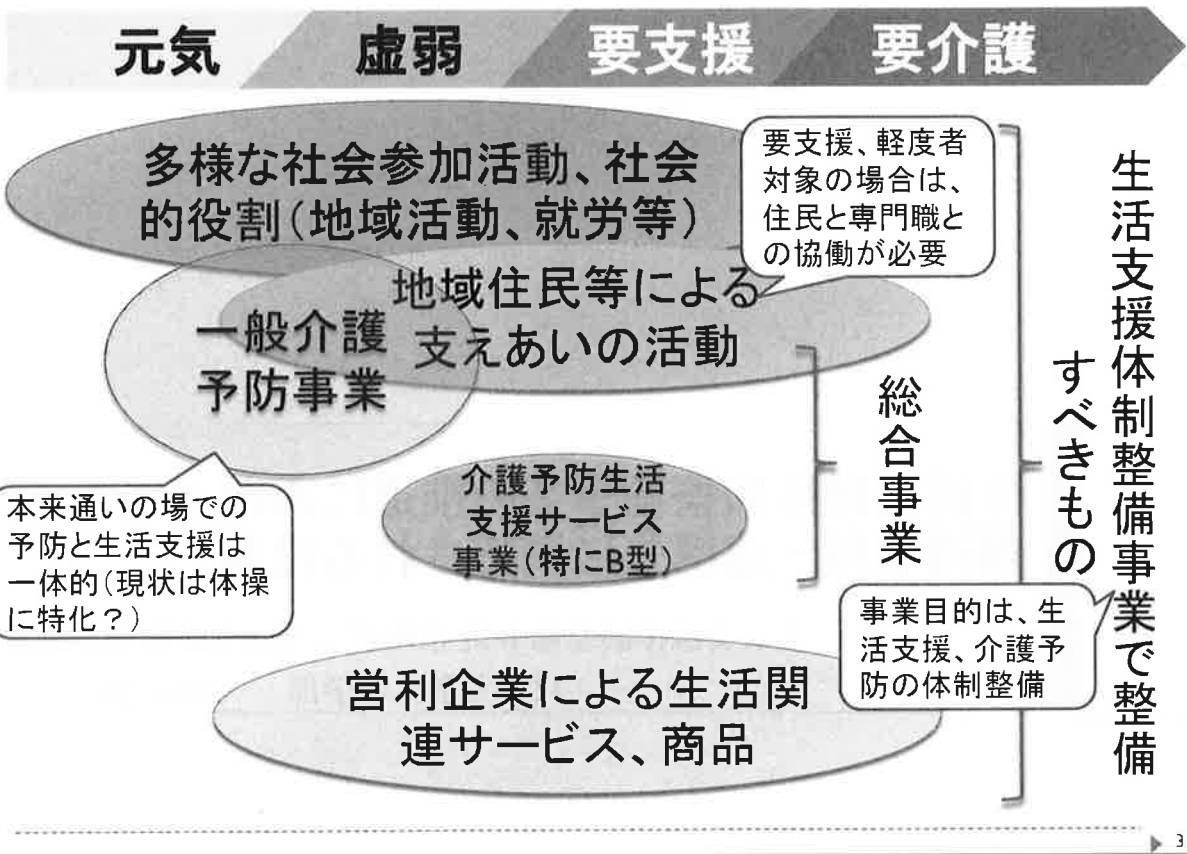
● 厚労省は期限を設定－事業の進捗が遅い

- 平成30年度内には、第1層、第2層の全圏域において、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うこと。
- ※ 介護保険計画の第7期においては、地域の課題や資源の把握等を進めて、これを市町村と共有し、第8期の策定を行う際には、取組の成果を踏まえて、計画に盛り込む必要があるサービスを計画上で明確化すること。

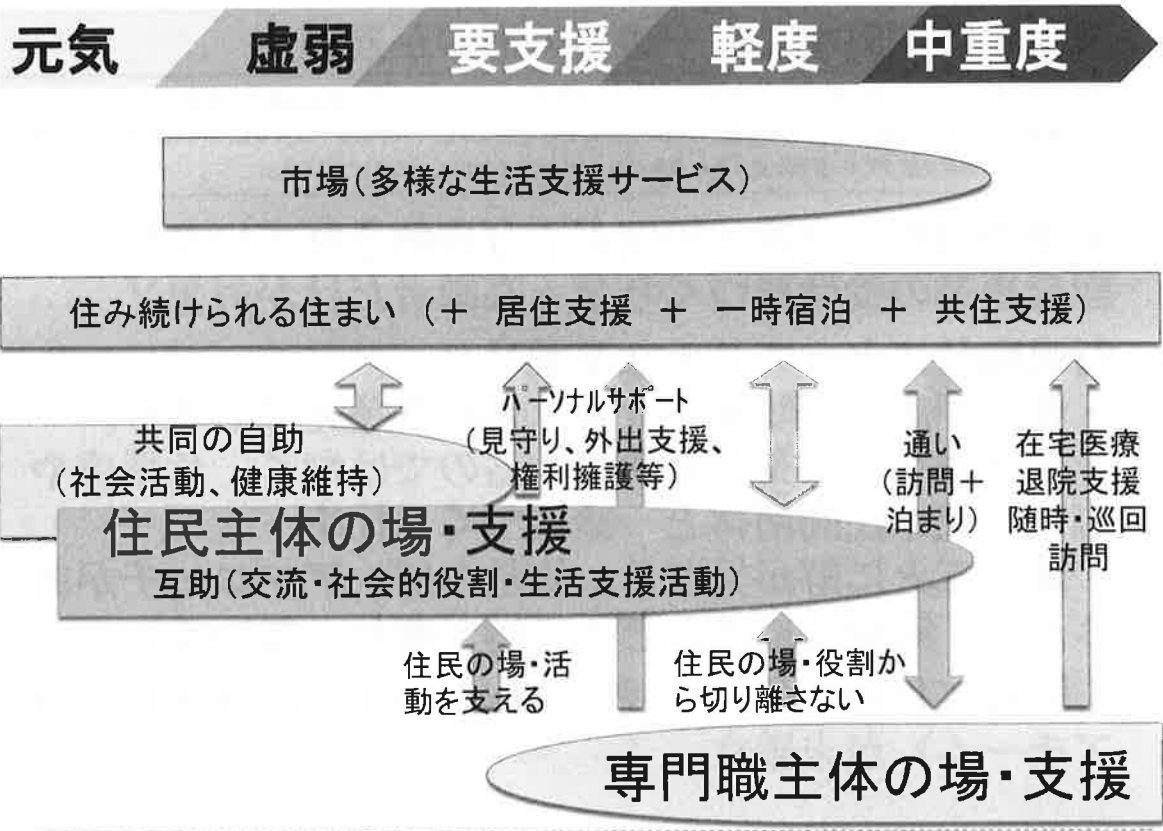
- 事業の目的・意義・範囲が十分理解されていない。
総合事業の受け皿づくり？ 高齢者だけが対象？
- 行政職員にとって苦手な事業？
 - ・ 範囲が広く不明確。介護・福祉を超えてしまう。
 - ・ 金と法令で事業者を誘導するのではなく、危機感や志で住民や民間団体と一緒につくる仕事
 - ・ 地域ごとに解が異なる。複数の解・アプローチがありうる。時間の推移とともに解が変わっていく。
- 市町村に行政と住民・民間団体が組んだ推進体制（コアチーム）が未確立。

▶ 2

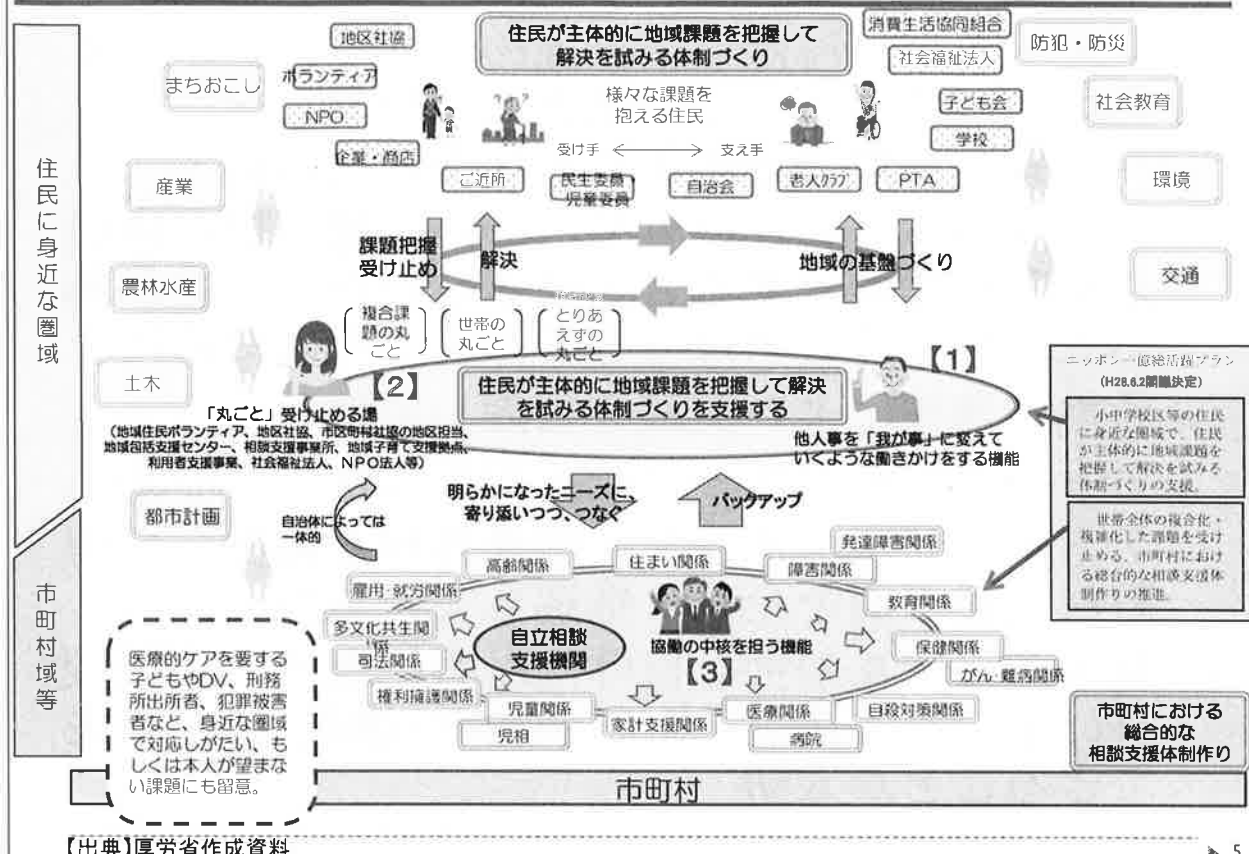
生活支援体制整備事業の守備範囲



最期まで地域で暮らせる仕組みイメージ



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



生活支援体制整備事業の成果

★output

- 高齢者の「社会活動の場・資源」「生活支援(助け合い)の活動・サービス」が豊かになる
- 活動・資源・サービスの情報が住民にいきわたっている
- 実際に住民が参加、利用するようになっている

★outcome

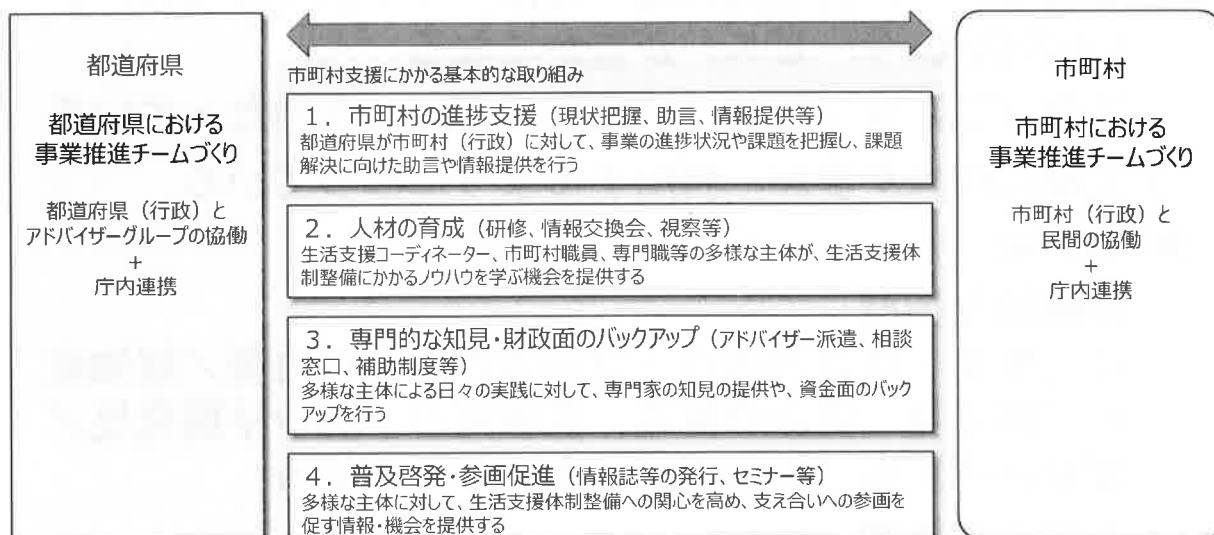
- 客観的な指標
社会参加・社会的孤立・健康等の指標の改善／認知症の早期発見・受診の促進／孤独死の予防や早期発見／要介護認定率（年齢階級ごと）が低下する
- 主観的な指標
居宅（地域）で住み続けられるかもしれないと思う住民が増える／支援活動をしている住民が楽になる／包括職員・ケアマネが楽になる／行政職員が楽になる

事業推進における都道府県・連携先の役割

- 目標…各市町村に事業推進のコアチームがつくられ地域性に応じて推進されていること
行政と民間の協働体制＋庁内連携体制
- 自分が行っていない事業について都道府県職員が市町村に助言することは難しいが、知見がある人につなぐことはできるはず。そのために
 - 各地の進捗、よい実践を把握しているか
 - アドバイザーグループを組織化できているか
 - アドバイザーグループ、関係部局と協働して市町村支援事業を企画・推進しているか
- 特定のモデルの押し付けはだめ。地域の文脈・進捗に応じた方法を市町村が検討・選択・創意工夫できることが大切

▶ 7

都道府県における事業推進の全体像



▶ 8

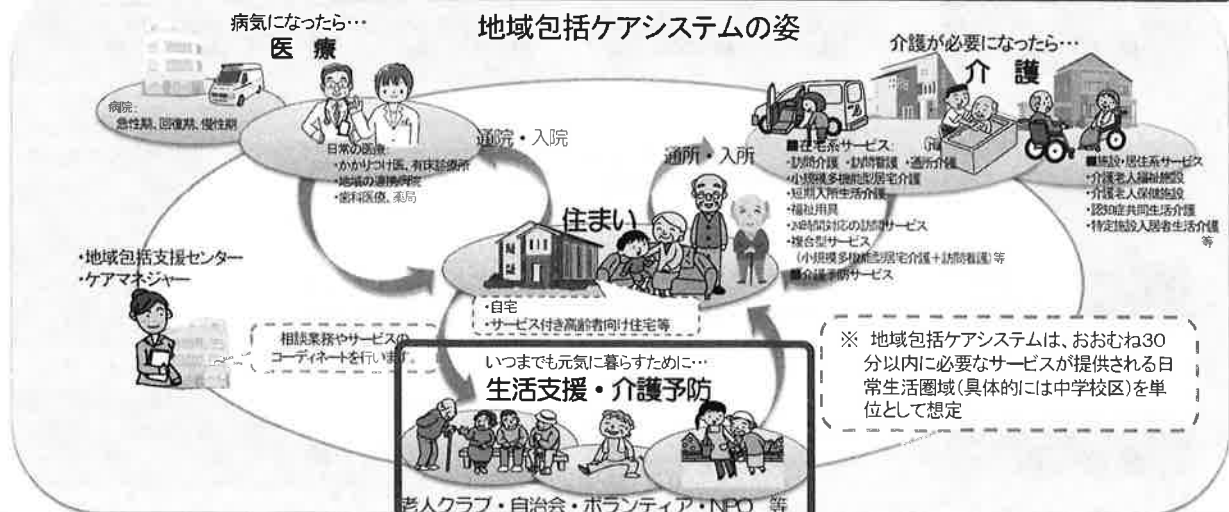


生活支援体制整備事業について

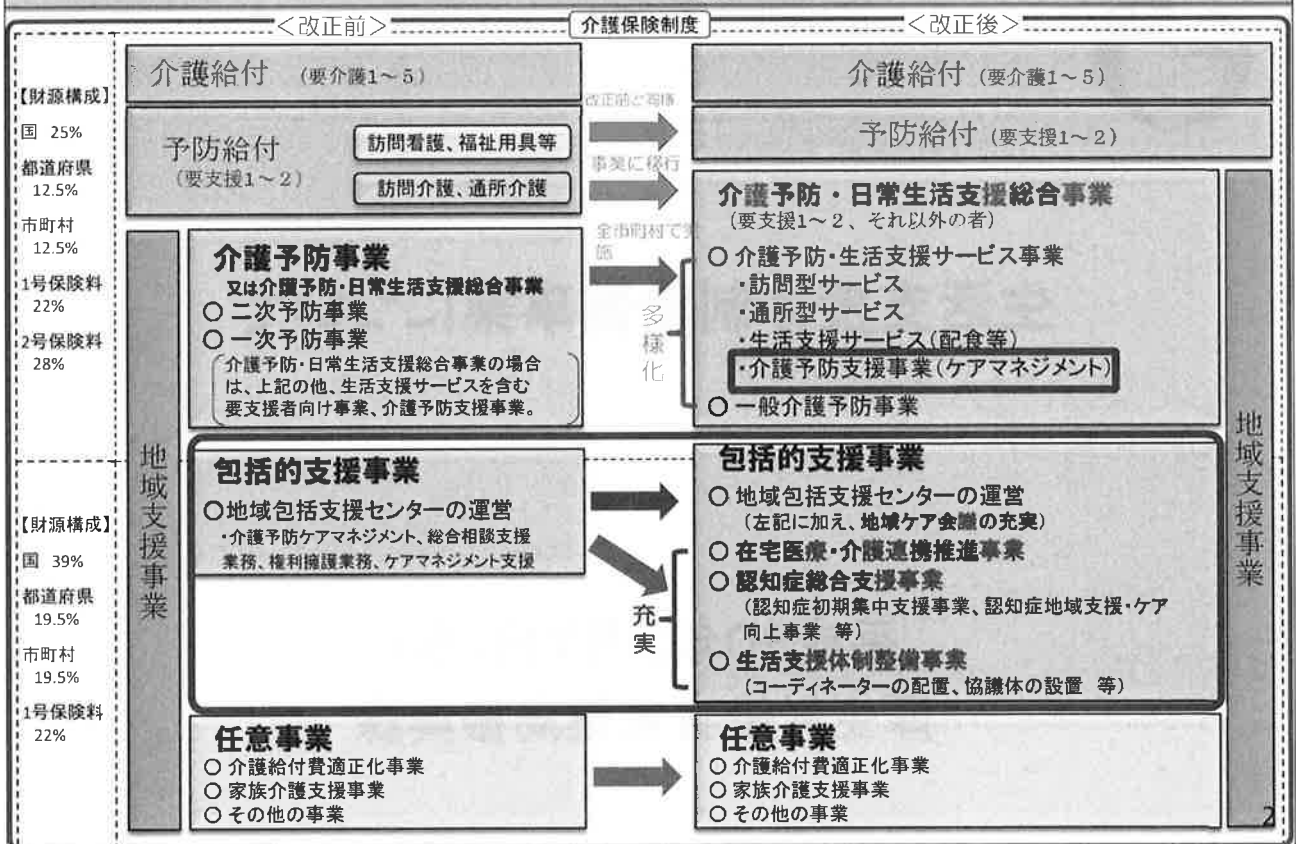
平成30年2月7日(水)
厚生労働省老健局振興課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

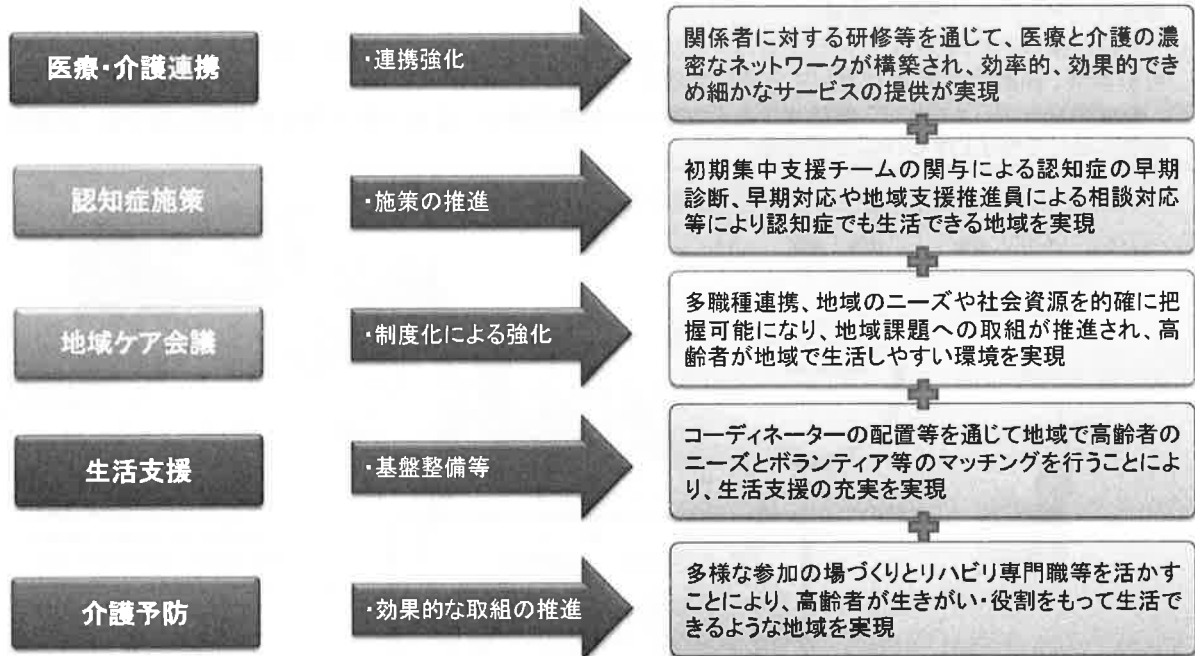


新しい地域支援事業の全体像



医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実・強化

- 地域包括ケア実現のため、地域支援事業の枠組みを活用し、以下の取組を充実・強化。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会が実現。



包括的支援事業(社会保障充実4事業)の「標準額」について

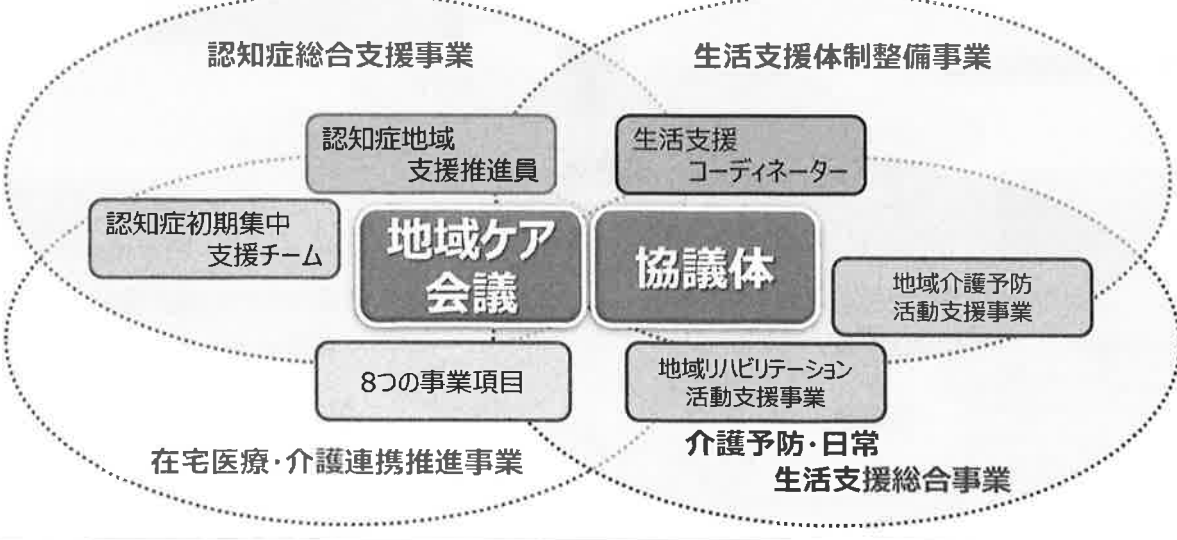
以下の①～④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額とする。

※4事業の合計額(「標準額」)の範囲内で柔軟に実施ができる
 ※各市町村の日常生活圏の設定状況、地域包括支援センターの整備状況及び事業の進捗等を踏まえて、必要に応じて「標準額」を超えることも可能であり、その場合は厚生労働省に追加額を協議して定めた額まで事業を実施することを可能とする。

<p>①生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1層 8,000千円 <small>※指定都市の場合は、行政区の数を乗じる。 <small>※広域連合の場合は、構成市町村の数を乗じる。</small></small> ■ 第2層 4,000千円 × 日常生活圏の数 <small>※日常生活圏が一つの市町村は、第1層分のみを算定。</small> 	<p>③在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎事業分 1,058千円 ■ 規模運動分 3,761千円 × 地域包括支援センター数
<p>②認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症初期集中支援事業 10,266千円 <small>※指定都市の場合は、行政区の数を乗じる</small> ■ 認知症地域支援・ケア向上推進事業 6,802千円 	<p>④地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 1,272千円 × 地域包括支援センター数 <small>※介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援を受けられるようにするなど、効果的な実施に努める。</small>

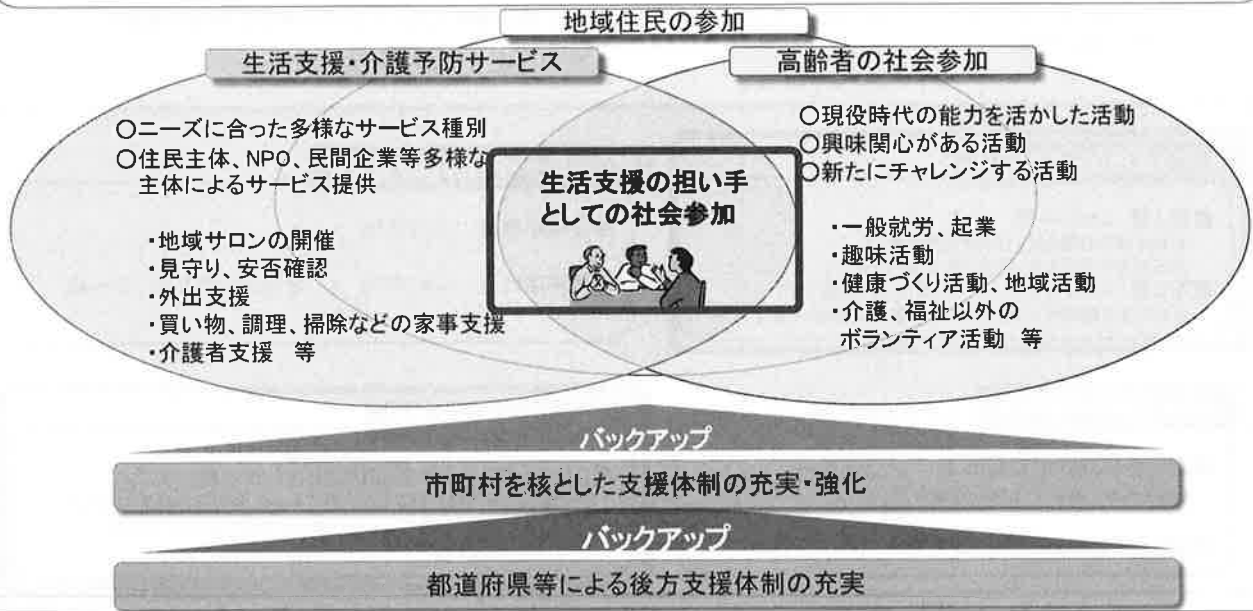
地域支援事業の連動を意識する (イメージ)

- 高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築の目的は、“住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける”こと。
- 地域支援事業はあくまでもツールであり、それぞれの事業実施が目的ではないことに留意する必要がある。
- 住民が参画し、多職種が連携して支えることが重要であり、目的意識を共有し、関連性を活かすために“場”としての地域ケア会議や協議体を活用することが重要。



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

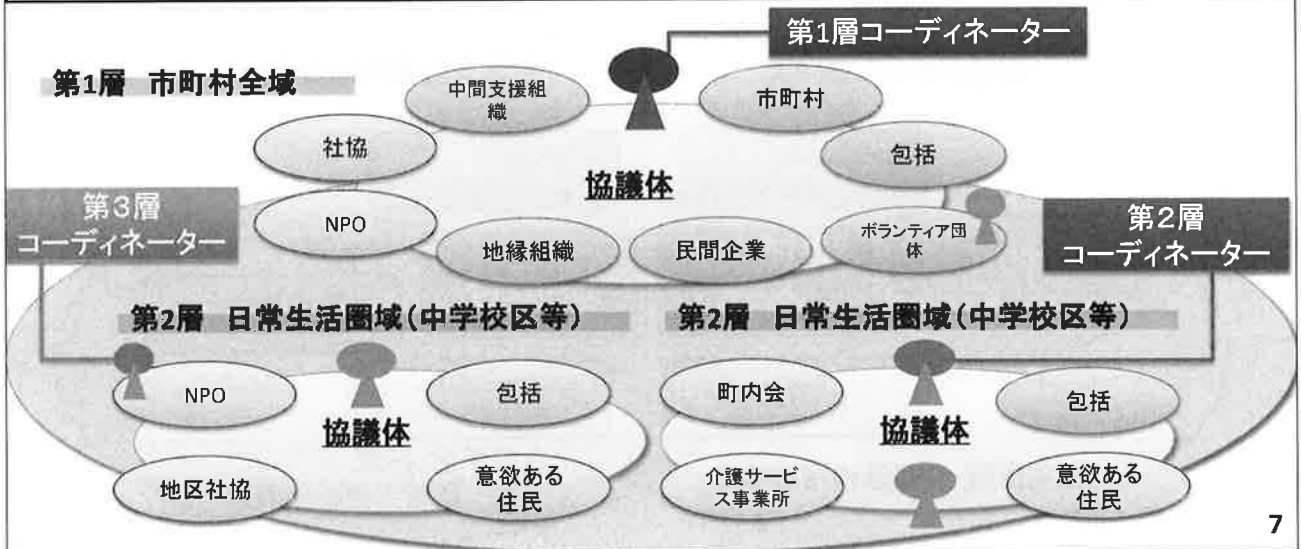
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



6

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



7

第2層生活支援コーディネーターが担う 2つの支援



出典) 平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

生活支援コーディネーターの業務内容 (10月)

岡山県倉敷市より提供

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	小地域ケア会議 (玉島)	サロン交流会 (庄) 視察受け入れ 市との連携会議	SC会議 職員プロジェクト 会議	仕組みづくり会議	好事例集取材 (コミュニティカ フェ) 認知症マイスター 養成講座	サロン取材
8	9	10	11	12	13	14
養成講座準備 担い手養成講座第 5回 シンポジウム(O T)	サロン取材	作戦会議(認サ ボ) 介護保険事業計画 策定委員会 ネットワーク懇談 会	個別事例検討会議 小地域ケア会議 (菅生) 小地域ケア会議 (穂井田)	ベース会議(服 部) 好事例集取材	ラジオ体操取材 サロン取材	金融機関職員研修
15	16	17	18	19	20	21
秋祭り参加	作戦会議(家事援 助)	ベース会議(葺 高)	小地域ケア会議 (東) 地区社協理事会 医療生協研修会	小地域ケア会議 (船穂) 研修参加	作戦会議 (認知症カフェ) サロン交流会(倉 敷)	地域文化祭参加 作戦会議(男の居場 所)
22	23	24	25	26	27	28
担い手養成講座準備 担い手養成講座第 6回	大学での講話	地域包括支援セン ター研修 サロン交流会(真 備)	小地域ケア会議 (呉妹) 小地域ケア会議 (長尾)	三世代交流サロン 多職種連携の会議 共生社会勉強会	作戦会議 (サロン立ち上 げ) 小地域ケア会議 (服部)	巡回相談会 関係団体連絡会議 担い手養成講座準備
29	30	31				
		県研修				

あなたの市町村では、こんなことになっていませんか？

生活支援コーディネーター・協議体



B型の補助金を交付する団体って、どうやって選ばいいんでしょう？

とにかくB型のサービスを増やさないと！



他の市町村がB型で定めている補助要件があるから、それにならってみましょうか…

通いの場は結構あるけど、常設の場はないね。いつでも気軽に立ち寄れる場が欲しいという声を最近よく聞くよ。

常設の通いの場を立ち上げようと考えている住民のグループがいますよ。でも、立上費用を確保するのに苦労しているみたい。

市町村の庁内会議

SC・協議体の意見を聞く機会がない

SC(生活支援コーディネーター)や協議体の活動が地域に定着するにつれ、地域のニーズ・資源に関する情報が集まってきます

出典: さわやか福祉財団
(住民主体による生活支援推進研究会)

10

“助け合い”の実施主体は誰？

“助け合い”の実施主体は、「**住民主体**」である

だから・・・

住民は、



市町村の下請け

ではなく・・・

活動内容を決める

市町村は、



活動内容を決める

ではなく・・・

住民団体を側面的に支援する

出典: さわやか福祉財団
(住民主体による生活支援推進研究会)

11

地域づくりにおける行政の役割

地域課題の気付きを生むための

“土壌づくり”

住民がやる気になった時の

“全力応援”

出典) 平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

住民がやる気になった時の

“全力応援”

場所・備品の手配

専門職の派遣

広報支援

担い手同士をつなぐ

- 必要な支援は、お金とは限らない
- 総合事業も活用できる
- 支援の方法は、住民の意向を尊重して検討

出典) 平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業」報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

サービスの類型(典型的な例)

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定		事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)		主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

14

包括的支援事業(社会保障充実分)にかかる「事業実施」の考え方

- 包括的支援事業(社会保障充実分)のうち、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業については、平成29年度末をもって、施行の猶予期間が終了し、全市町村で事業を実施することとなる。
- 猶予期間の終了を控え、事業の実施に関する基本的な考え方を整理すると以下のとおりである。

事業の実施に関する基本的な考え方

- 市町村において、①事業の実施のための予算の確保、②事業の実施要綱等を定め、③平成30年度内に実施要綱等に基づいた事業を実施する必要がある。
- このため、平成29年度においては、実施要綱の策定や、必要な予算の確保に向けた対応を進める必要がある。

【その他、各事業の実施に係る留意点】

在宅医療・介護連携推進事業

- 平成30年4月には、在宅医療・介護連携推進事業について介護保険法施行規則に定める、いわゆる「(ア)から(ク)」の8つの事業項目のそれぞれを実施している必要があること。
- ※ 平成29年度末までに、地域の医療・介護関係者とともに、事業実施に係る計画の立案または見直しを立てておくこと。

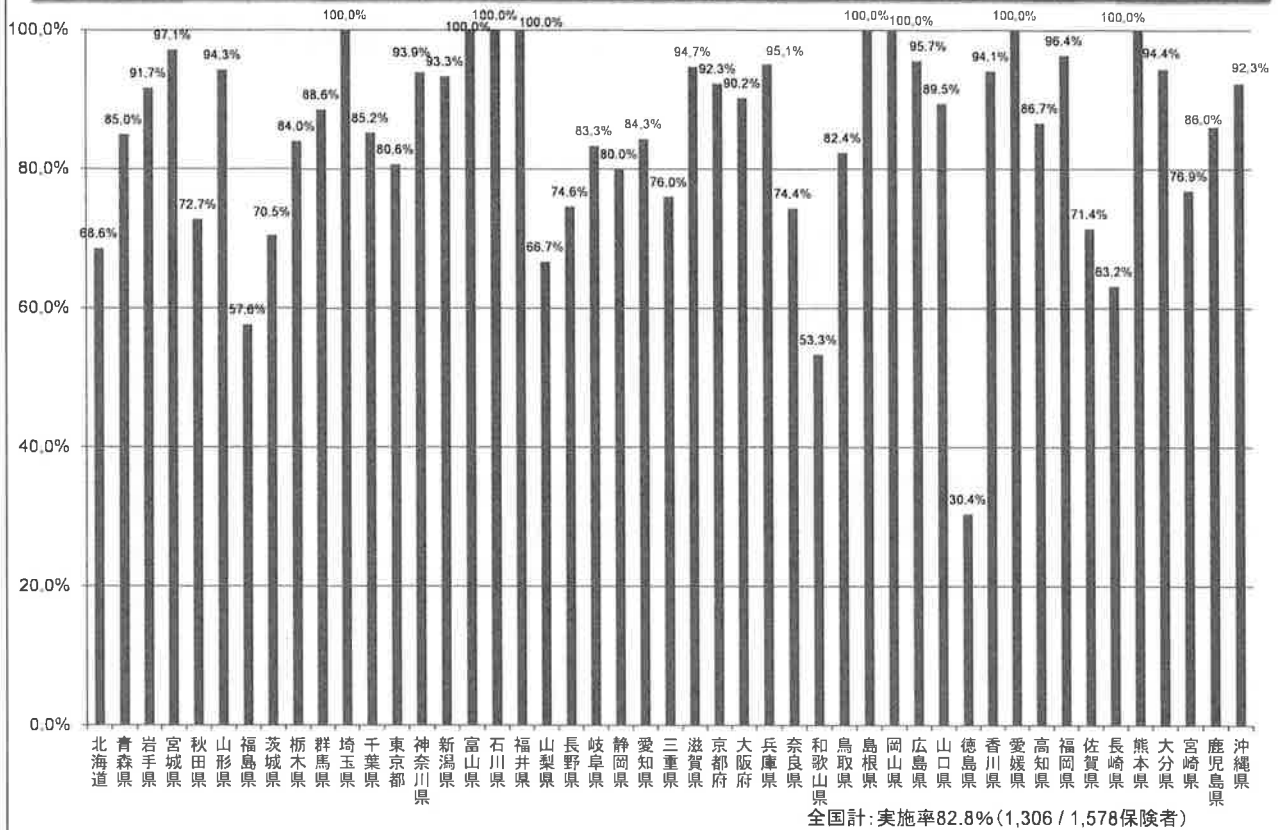
生活支援体制整備事業

- 平成30年度内には、第1層、第2層の全圏域に生活支援コーディネーターの配置と、協議体の設置を行うこと。
- ※ 介護保険計画の第7期においては、地域の課題や資源の把握等を進めて、これを市町村と共有し、第8期の策定を行う際には、取組の成果を踏まえて、計画に盛り込む必要があるサービスを計画上で明確化すること。

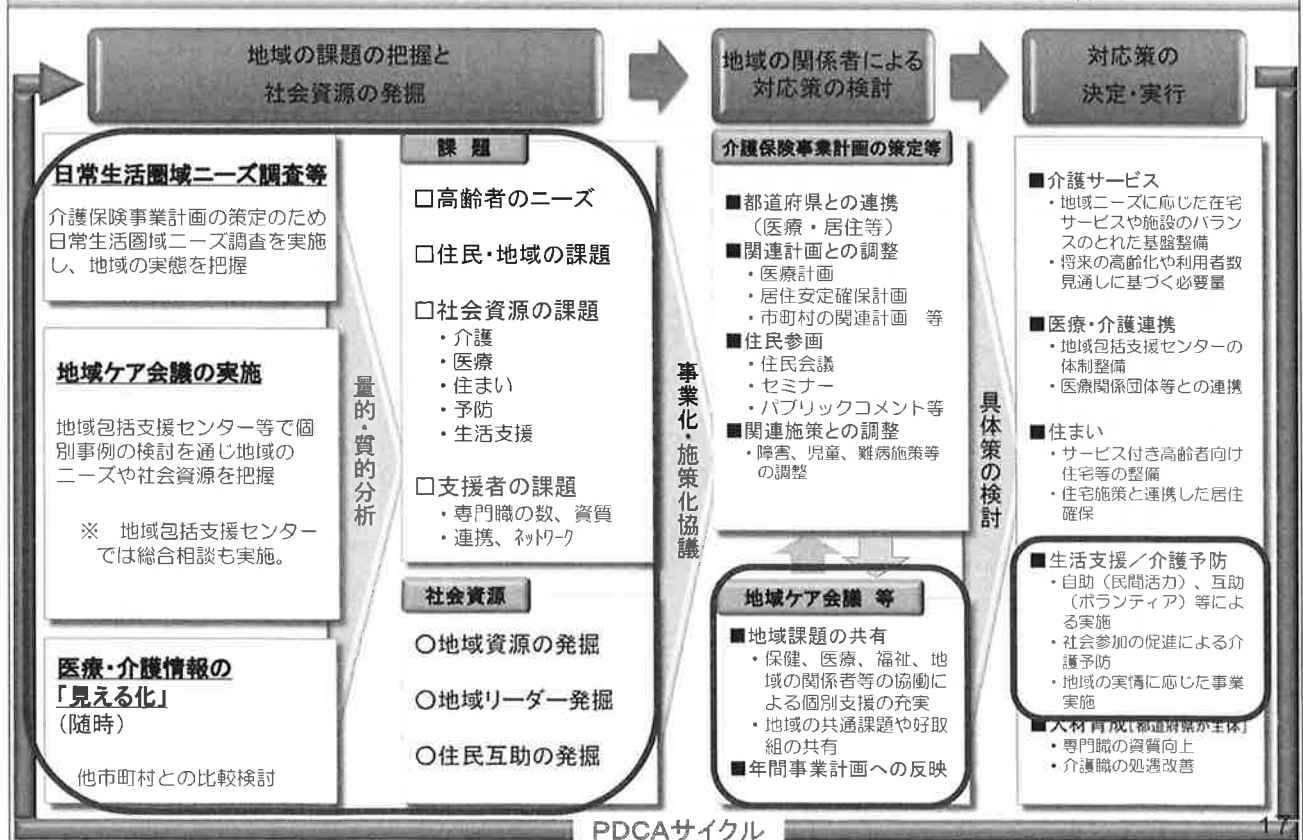
認知症総合支援事業

- 平成30年4月には、認知症初期集中支援チームを設置し、また、認知症地域支援推進員を配置している必要があること。
- ※ 認知症初期集中支援チームのチーム員は、平成29年度末までに「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講すること。(やむを得ない場合は、研修を受講したチーム員から受講内容を共有すること。)

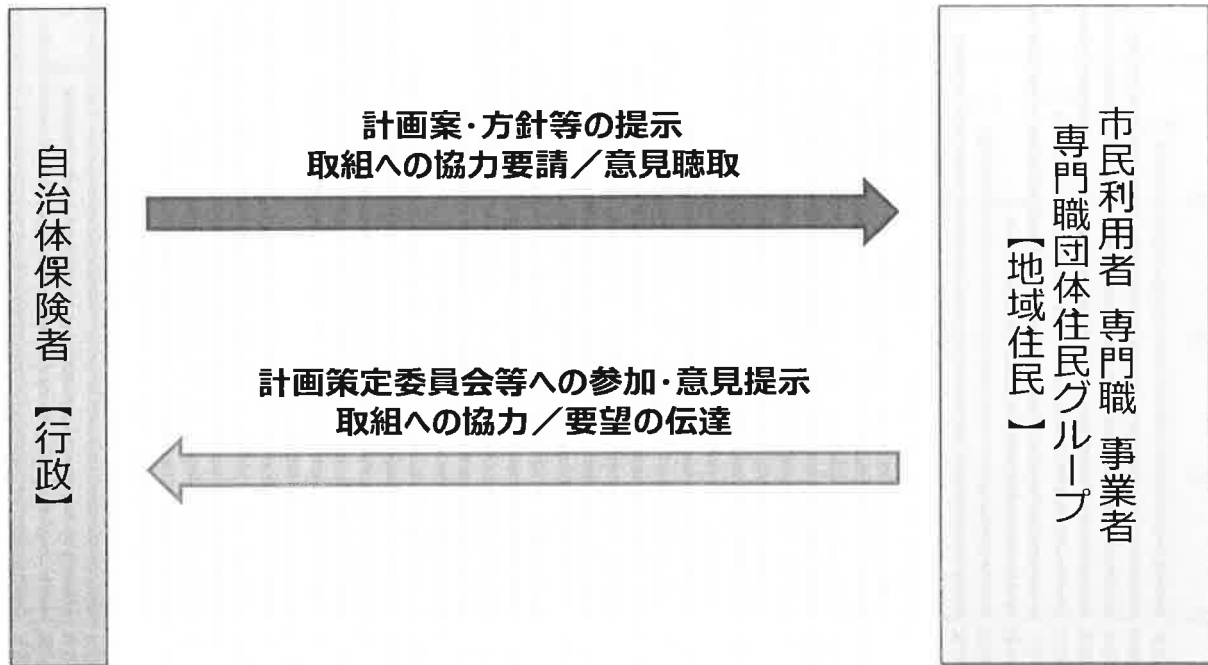
生活支援体制整備事業の都道府県別実施保険者割合(平成29年8月1日時点)



市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

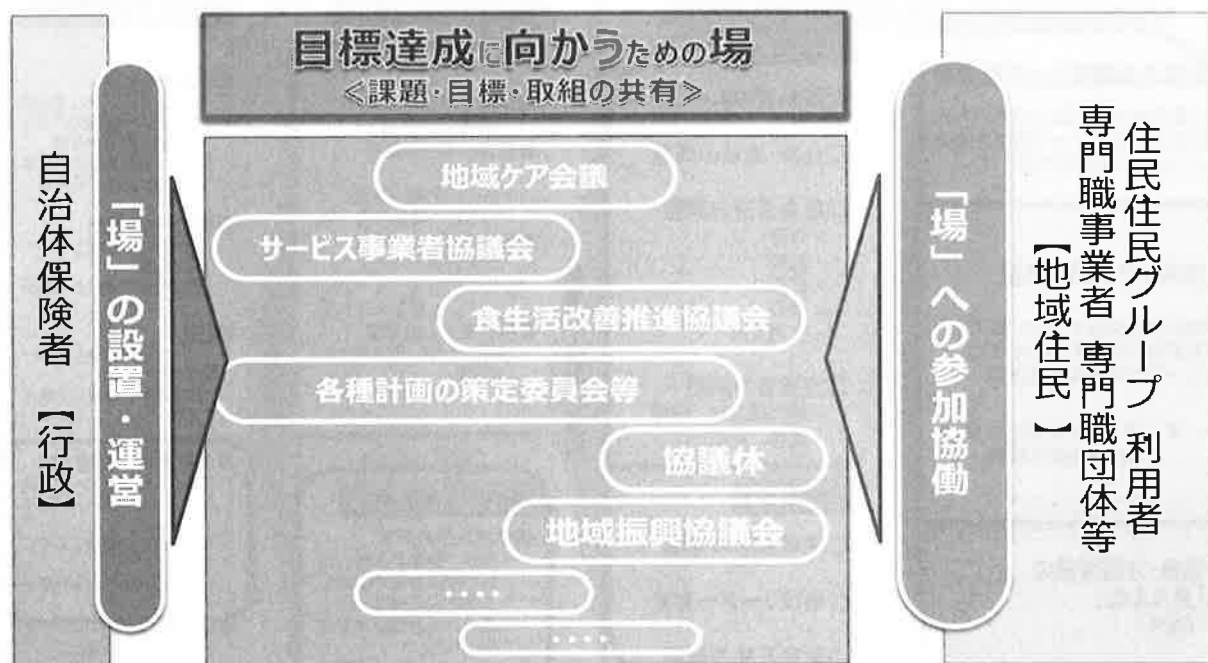


地域マネジメント【これまでの行政と現場の関係】



出所) 地域包括ケア研究会報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

地域マネジメント【これからの行政と現場の関係】



出所) 地域包括ケア研究会報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定相合の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ※ 現行の介護療養病床の終端措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

20

保険者機能の強化等による自立支援・介護予防に向けた取組の推進

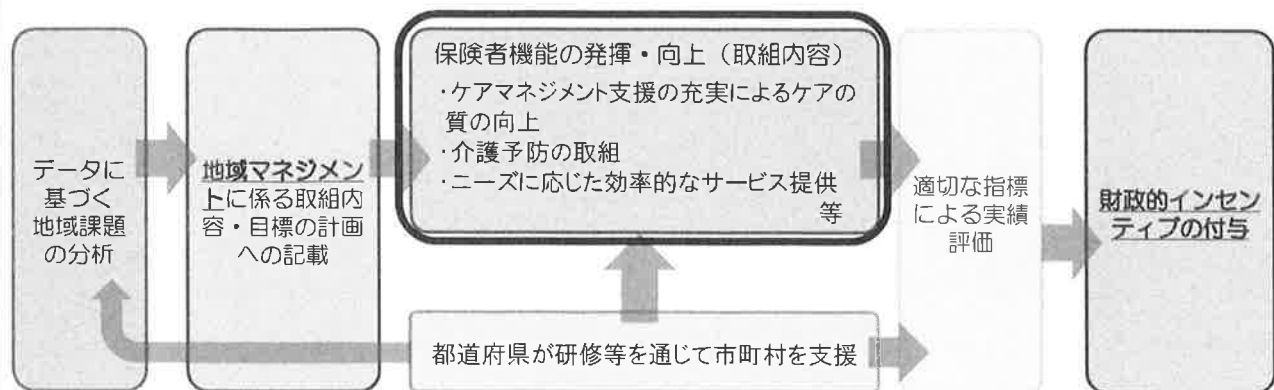
基本コンセプト

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が、地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取組を進めることが重要



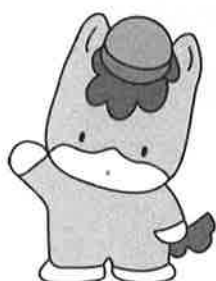
保険者がこれらを強力に推進できるよう、保険者機能を強化するとともに、都道府県による保険者支援機能も強化する。

好事例から示唆される地域マネジメント推進のイメージ



21

群馬県生活支援体制整備支援事業 ～支援組織との連携について～



平成30年2月7日
群馬県健康福祉部
地域包括ケア推進室
主事 原田尚史

1

《本日の内容》

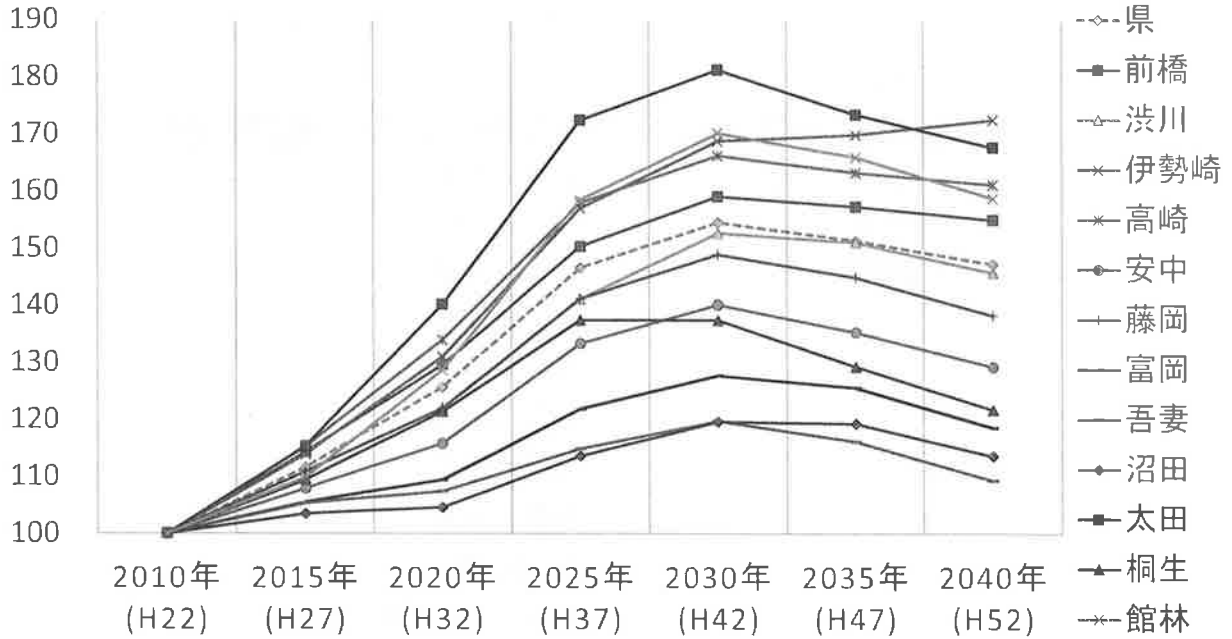
- 1 群馬県の概況・組織体制
- 2 群馬県の生活支援体制整備支援事業の取組と支援組織との連携に至る経緯
- 3 支援組織の具体的な取組
- 4 まとめ



2

群馬県75歳以上人口の将来推計

※H22(2010)を100とした時の指数



(国立社会保障・人口問題研究所資料より作成)

高齢者人口の増加には地域差があるが、
団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け医療・介護需要の増加が見込まれる

⇒ 地域包括ケアシステムの構築が必要

- ・平成27年度 県の組織体制として、【地域包括ケア推進室】を新たに設置(医療・介護連携推進のため4名体制で発足)
- ・平成29年度、介護高齢課から認知症・地域支援係業務が移管

群馬県

健康福祉部

- 健康福祉課
- 監査指導課
- 地域包括ケア推進室**
- 医務課
- 介護高齢課
- ...

(平成29年度から7名体制)

室長

医療・介護連携推進係(3名)

在宅医療・介護連携推進、
地域リハビリテーション
地域医療介護総合確保基金、
医療費適正化計画

認知症
専門官
(係長兼務)

認知症・地域支援係(2名)

認知症施策、高齢者虐待防止
地域包括支援センター支援、
介護予防、地域支援事業交付金、
市民後見人

群馬県地域包括ケア推進庁内連絡会議

<目的> 県が市町村と連携し地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県庁内関係各課の視点から、その取組の効率的かつ効果的な推進方策の検討及び調整等を行う「地域包括ケア推進に係る庁内連絡会議」を設置する。

<構成員> 4部10課室

部名	課名
生活文化スポーツ部	県民生活課
こども未来部	こども政策課
県土整備部	住宅政策課
	健康福祉課
	医務課
	介護高齢課
健康福祉部	保健予防課
	障害政策課
	薬務課
	地域包括ケア推進室

<開催日程> 年間4回：平成28年5月～実施

7

2 群馬県の生活支援体制整備支援事業の取組と支援組織との連携に至る経緯

平成26年度

介護保険法の改正

中央研修への派遣(9月)

- ・ 県担当職員
- ・ (社福)県社会福祉協議会
- ・ NPO法人

中央研修修了者との協議(9月,11月)

【協議内容】

- ・ 中央研修の振り返り
- ・ 生活支援コーディネーター(SC)養成研修スケジュール
- ・ キックオフ研修会について
- ・ 中央研修修了者の事業への関わり方

キックオフ研修会(11月)

70人

ねらい

- ・ 行政説明(SC及び協議体とは)
- ・ 講義(SCの設置及び協議体の設置フロー)
- ・ グループワーク(協議体の立ち上げとSCの選出について)

- ・ 全県で事業のキックオフ
- ・ SC養成研修の前の下地づくり
- ・ 中央研修修了者を交えた意見交換

平成27年度

協議体体験フォーラム(6月)

273人

ねらい

- ・行政説明(協議体設置から見えるSC像とは)
- ・講演(市町村が目指すべき地域像とは)
- ・グループワーク(第1層協議体のあり方と取組を考える)

- ・協議体設置のきっかけづくり
- ・フォーラムから協議体へ
(多様な主体から幅広く参加募集)

中央研修への派遣(7月)

38人

1日目
126人

2日目
47人

市町村意見交換会(11月)

- ・各市町村から現在の取組・進捗報告
- ・情報提供
(SC及び協議体の役割・全国事例の提供)
- ・意見交換・質疑応答

SC養成研修(3月)

- ・行政説明(SC及び協議体とは)
 - ・市町村の取組報告
 - ・中央研修修了者による講義・演習
- ※1日目:全体 2日目:SC候補者

(社福)群馬県社会福祉協議会へ事業委託(平成27年11月～)

- ① 相談窓口の設置
- ② 中央研修修了者の派遣
- ③ SC養成研修等企画会議(事務局:(社福)群馬県社会福祉協議会)

群馬県新地域支援事業推進協議会の発足

9

群馬県新地域支援事業推進協議会(平成27年11月～)

○構成員(16名)

- ・(社福)群馬県社会福祉協議会
- ・先進市町村
- ・長寿社会づくり財団
- ・NPO法人
- ・さわやか福祉財団
- ・群馬県

ねらい

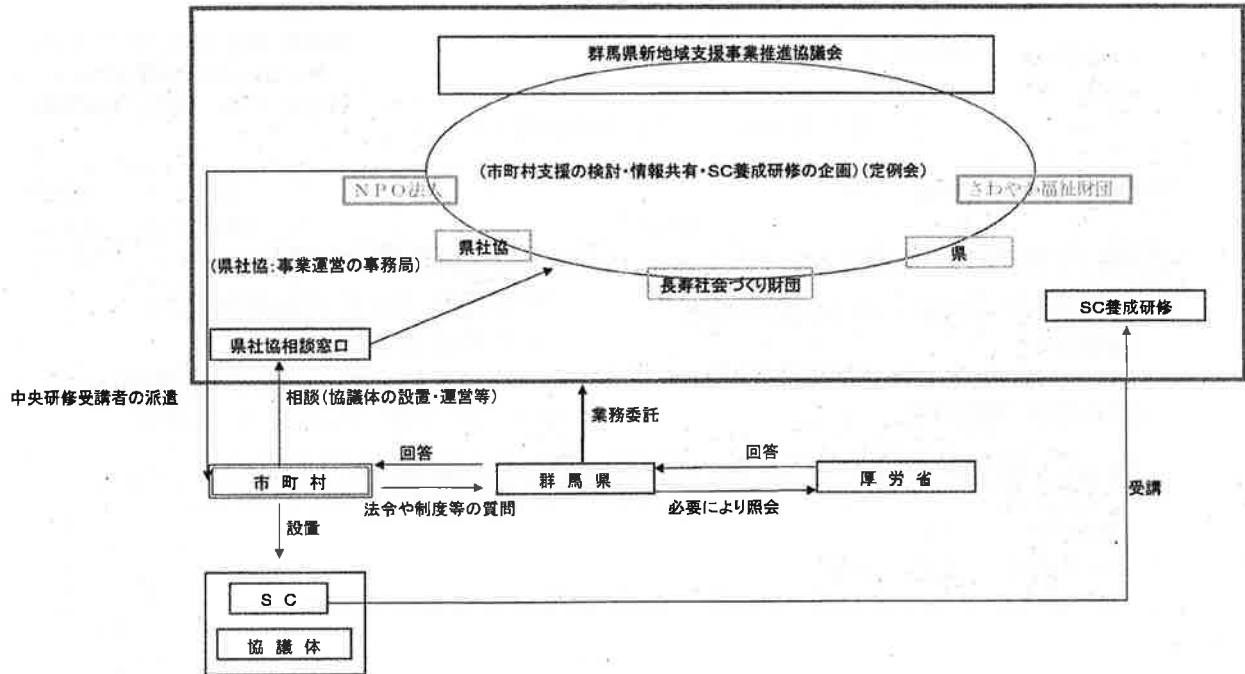
- ・定期的に情報交換を行い、県・県社協・中央研修修了者等が共通の認識のもと生活支援体制整備支援事業を推進する
- ・市町村ごとの課題・悩み事に対し、タイムリーな支援を実施する
- ・単発の支援ではなく、継続的な支援を実施する

○取組内容

- ①市町村ごとの担当者を選定し、継続的に支援する
- ②各市町村の協議体の編成・SCの選定に関する相談対応
- ③各市町村の協議体やSCの活動に関する相談対応
- ④SC養成研修等企画会議への出席(年6回程度)
- ⑤各種研修会(県・市町村)の講師・ファシリテーター

10

生活支援体制整備支援事業フロー



※ SCとは生活支援コーディネーターです。

平成28年度

市町村協議体設置セミナー(9月)

72人

- ・行政説明(SC及び協議体とは)
- ・市町村取組事例発表
- ・中央研修修了者による講義
(協議体設置に向けた具体的な取組について)

ねらい

- ・SC及び協議体の目的・仕組み・養成について学ぶ
- ・他市町村の事例の共有

中央研修への派遣(10月)

1日目
124人

2日目
33人

SC養成研修(11月)※H27年度と同様の方式

- ・行政説明(SC及び協議体とは)
 - ・パネルディスカッション(生活支援体制整備事業の実態)
 - ・中央研修修了者による講義・演習(中央研修と同様のテーマ)
- ※1日目:全体 2日目:候補者



○課題

- ・SC養成研修受講者に対するフォローアップ
- ・市町村の取組の共有・可視化(市町村の取組事例集の作成)
- ・市町村支援を行う人材の育成

平成29年度

143人

ねらい

担当者(担当課長)連絡会(8月)

- ・行政説明(総合事業と生活支援体制整備事業)
- ・情報提供(県内の取組状況報告)
- ・講義(生活支援体制整備事業の誤解と推進に向けた留意点)
- ・グループワーク(生活支援体制整備事業の現状・今後について)

- ・横のつながりを作る
組織全体で事業推進する
(SC・担当者を孤立させない)
- ・SC及び協議体の設置を明確化
- ・全国事例を共有

1日目
70人

2日目
69人

SC養成研修(11月)※対象者はSC候補者

ねらい

フォローアップ研修(1月)(予定)

- ・住民の活動を阻害しない事業要綱の策定

- ・講義①(生活支援体制整備事業から総合事業への円滑な発展にむけて)
- ・講義②(八王子市の取組報告)
- ・グループワーク(SC・市町村担当者意見交換)

13

まとめ



①将来性のある事業とするために

【将来を見据えた事業推進を支援】

- ・H30年度内という国の期限は、ゴールではなくスタート
- ・自治体の工夫で多様なアプローチ

※群馬県の特徴

協議体からSCの選出を目指す
2層協議体から設置している自治体が多い

②他事業との関連性

【生活支援体制整備事業と総合事業等との関連性】

- ・生活支援体制整備事業の先を想定(フォーマル・インフォーマル)
- ・生活支援体制整備事業から総合事業に発展・企業における事業化の可能性

③横のつながりを形成

【生活支援体制整備事業担当者等の孤立を防ぐ】

- ・担当職員・SC等
- ・人事異動(協議体とSCの連携が重要)

④住民目線

【住民主体のボトムアップ事業】

- ・事業の主旨は、住民同士の互助
- ・住民の活動を阻害してはいけない
- ※柔軟な事業要綱の策定

14

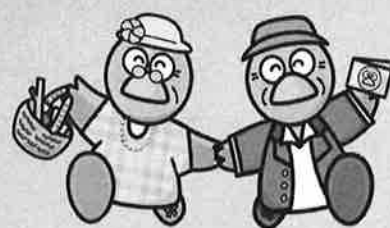
ご清聴ありがとうございました。



埼玉県生活支援体制整備事業 ～埼玉県社会福祉協議会との連携～

平成30年2月7日

生活支援体制整備事業の推進に向けた市町村支援強化研修会



埼玉県のマスコットコバトン

埼玉県福祉部地域包括ケア課 課長 金子 直史
埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部長 鈴木 隆夫

埼玉県の紹介



ラインくたり (長瀬町)



菓子屋横町 / 時の鐘 (川越市)



埼玉スタジアム2002 (さいたま市)



秩父夜祭 (秩父市)



大宮盆栽村 / 鉄道博物館 (さいたま市)

	63市町村 (全国3位)
市町村数	政令指定都市 1
	中核市 2
	その他の市 37
	町村 23
面積	3797.75km ²
人口	7,343,733人
世帯数	3,212,325世帯
高齢者人口	1,836,058人
高齢化率	25.0%

(H29埼玉県人口調査)

地域包括ケアシステムモデル事業①

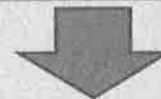
市町村からどこから手を付けてよいのか悩んでいるとの声



市町村数が多いので全市町村をきめ細かく支援することは難しい



決まったパターンはないので手法、実施手順を提示



実際にやってもらった結果を提示

地域包括ケアシステムモデル事業②

現状

後期高齢者、高齢単身・夫婦世帯、認知症高齢者の増加

課題

「ご当地主義」で手法（モデル）が示されていない

目標

モデル市町村で各事業を実施し、取組手法を市町村に提示

28年度

29年度

30年度

31年度～

●モデル市町村（蕨市、羽生市、新座市、川島町）

自立促進

多職種が連携する地域ケア会議で自立に資するケアプラン作成



介護予防

元気高齢者が運営する歩いて通える場所での体操教室



生活支援

元気高齢者を生活支援の担い手として養成

掃除や調理などの日常生活支援サービス



可能なものから他市町村へ普及

取組手法（モデル）を提示

全市町村で地域包括ケアシステム構築

生活支援アドバイザー①

生活支援コーディネーターからどのように動いたらいいのかわからない、
相談する相手がいない などの声



- ・生活支援コーディネーターになる人がその活動に長けた人というわけではない
- ・一人で担うという精神的な負担がある



活動支援、相談支援の必要性



生活支援コーディネーターへのアドバイザーの配置

生活支援アドバイザー②

配置人数

- 1名（平成29年4月 埼玉県社会福祉協議会に委託）

役割

- 住民向けフォーラム、住民座談会、生活支援担い手養成講座等の開催支援
- 協議体の開催支援・助言、既存団体（民間企業も含む）との連携方法の助言・支援
- 課題解決の手法を他市町村へ周知 ➡ 生活支援コーディネーター養成研修等と連携
- 先進自治体の取組事例の提供

支援方法

全市町村

電話相談による支援

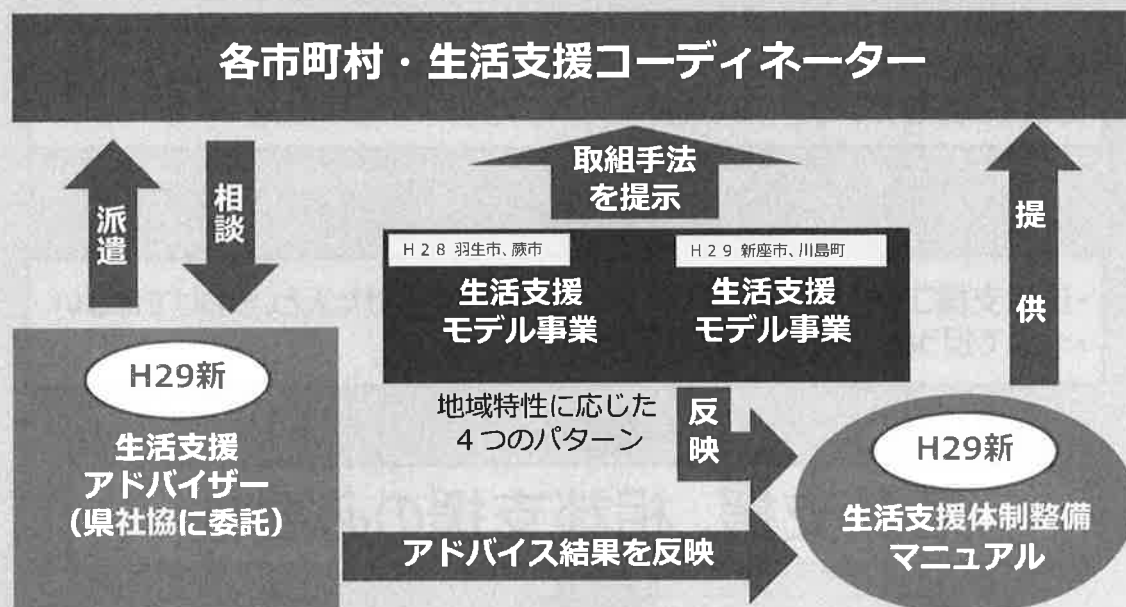
集中支援市町村

訪問による支援

公募により3市町を決定

- ・支援内容：訪問支援（1市町あたり 10回程度訪問／年）
（例）住民説明会の同行、ボランティア講座の企画支援など。

埼玉県における生活支援体制整備支援の取組



- 生活支援体制に係る市区町村個別支援（（公財）さわやか福祉財団、県の共催）
- 現場視察研修（（公財）さわやか福祉財団、埼玉県社会福祉協議会、県）

生活支援モデル事業（蕨市）

①生活支援モデル事業成果

- 社協支部を基盤とした拠点機能を持つ高齢者サロンの創出（5地区）
- 社協支部拠点を活用した、有償の生活支援サービス（モデル地区）の創出

社協支部 担い手養成講座卒業生 ⇨ 拠点を活用した週1回程度のサロン活動



サロン参加者への見守り活動

ちょっとした生活支援

生活支援コーディネーターのニーズ把握の地域拠点としても活用

地域の様々な人・声が集まり、支援が必要な高齢者を把握できるように

地域の方で解決できるよう、生活支援コーディネーターが相談・支援を行う

②成果達成に向けたアドバイザーの支援

- スケジュール管理⇒市担当者および生活支援コーディネーターとスケジュールを確認し、進捗状況を整理した
- 自主的な取り組みに向けた支援⇒モデル事業終了後も、蕨市が自主的かつ継続的に取り組めるよう、手順の提示など支援した
- 活動やサービス創出・拡充⇒市と市社協の合意形成を図り、具体的な仕組みの提示をした
- 他市視察の企画や調整
- 生活支援担い手養成や協議体の支援⇒企画や情報提供、協議体参加や設置に向けた助言を行った

生活支援アドバイザーによる相談支援

集中支援市町村(蕨市・日高市・鳩山町)
※訪問による支援

- ①協議体の開催支援
(企画段階から当日の参加、助言まで)
- ②フォーラムや座談会、担い手養成講座の開催支援
- ③サービスや活動創出・拡充の支援
- ③先進事例の提供
- ④その他(連携支援、取り組み展開の助言)

全市町村からの電話相談(一部)

- ①他市町村の状況
 - ・生活支援コーディネーター配置状況、協議体メンバーの状況
 - ・住民主体のサービスや支え合い活動実施状況
- ②生活支援コーディネーターの取り組み
 - ・協議体メンバーや関係者との連携方法(強化・円滑化)
 - ・協議体を円滑に進めていくための悩みや課題
 - ・地域住民との関わり(対話)での悩み
- ③講師の調整
 - ・フォーラムや講座の講師紹介
 - ・住民向け説明会や生活支援コーディネーター勉強会、協議体での講師対応

生活支援アドバイザーによる集中支援市町支援①

蕨市

- 協議体への参加及び助言
 - ・行政担当者、生活支援コーディネーターと事前の打ち合わせ
 - ・協議体で適切な助言や委員のモチベーションの上がるコメント
- 生活支援ボランティアの充実
 - ・社協支部で有償ボランティアを試行的に実施するため、仕組みや周知方法などの助言
- 多様な通いの場(居場所)の充実
 - ・交流+αとなるような内容を検討
- 担い手養成やフォーラムで啓発活動
 - ・担い手養成講座やフォーラムの目的整理や内容検討、講師対応



鳩山町

- 協議体への参加及び助言
 - ・行政担当者、生活支援コーディネーターと事前の打ち合わせ
 - ・協議体で適切な助言や委員のモチベーションの上がるコメント
 - ・他市町村の事例や情報提供
- 多様な通いの場(居場所)の充実
 - ・住民主体活動につなげるため、生活支援コーディネーターの関わり方など、多様な通いの場充実に向けた助言
- 地域住民との対話の創出
 - ・生活支援コーディネーターを知ってもらい、地域住民の声を聞きとる場づくりの展開を支援(民生・児童委員、老人クラブ、サロンなど)



町の広報誌に
つどいの場
が掲載されまし
た



生活支援アドバイザーによる集中支援市町支援②

日高市

○協議体への参画

- ・行政担当者、第1層・第2層生活支援コーディネーターと事前の打ち合わせ
- ・協議体で適切な助言や協議体の役割を説明

○協議体の活性化

- ・協議体メンバーの見直し、協議体を活用した生活支援コーディネーターの取り組み展開方法について助言

○フォーラムでの啓発活動

- ・フォーラムの目的整理、内容検討

○第1層と第2層生活支援コーディネーターの連携

- ・生活支援コーディネーター連絡会へ参加し、連携した取り組みにつながるよう助言や情報提供



第1層協議体の様子



その他の支援(3市町共通)

○日頃からの情報提供

- ・生活支援コーディネーター活動報告やチラシ
- ・地域住民への啓発資料
- ・県内の先進的活動やサービス情報提供

○先進地への視察

- ・文京区の居場所や生活支援コーディネーターの取り組みを視察

○スケジュール整理

- ・生活支援コーディネーターの活動を見つつ、その後の展開方法を整理し、サポートしている
- ・生活支援コーディネーターと適宜連絡を取り、進捗状況を確認している



3市町の生活支援コーディネーターと東京都文京区を視察した様子

取り組みを進める中で見えた課題とその解決手法



課題(1) 住民の福祉意識醸成

- 手法** ・フォーラムや住民座談会からどのように福祉意識の醸成や住民の自助力向上につなげていくか考えていく必要がある。
- ・地域住民に「自分事」として、地域課題を捉えてもらうためには、課題解決に向けた住民主体の取り組みや活動を広く見える化・見せる化していく必要がある。

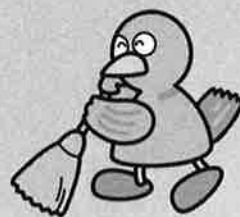
課題(2) 協議体の活性化

- 手法** ・協議体で活発な発言を促すために、事務局主導でなくメンバーの主体性を引き出すことが大切。
- ・協議体メンバー(所属先)の「出来ること・出来ないこと」や活動目的を理解しておくことで、win-winな関係づくりにつなげていく必要がある。
 - ・生活支援コーディネーターの良きパートナーとして、協議体メンバーとは日頃から連携しておくことが必要。
 - ・多様な関係者を招集することで、新たな視点や幅広いネットワーク構築につなげていくことが大切。

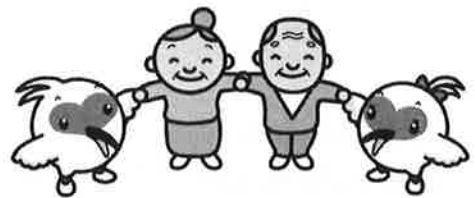
課題(3) 住民主体の地域づくりの推進

- 手法** ・若い世代とシニア世代、新住民と旧住民などそれぞれが対話し、「どのような地域にしていきたいか」互いの思いを共有しながら取り組んでいく必要がある。
- ・地域住民の「自助力・互助力」を高めていくために、生活支援コーディネーターは必要な情報提供やサポートを行っていくことが求められる。
 - ・あくまでも主役は「地域住民」ということを忘れない(住民に寄り添う気持ち)。

ご清聴ありがとうございました



埼玉県マスコット「コバトン」



さまざまな連携を通じた新潟県の取組

～支え合い・助け合いのある地域づくりを目指して～



新潟県福祉保健部

高齢福祉保健課 本間淑之



新潟県の概要

①市町村数	30市町村
②総面積	12,584km ² ※全国5位
③総人口	2,294,483人
④高齢者人口(65歳以上)	685,085人 (29.9%)
⑤後期高齢者人口(75歳以上)	359,327人 (15.7%)

出典：②全国都道府県市区町村別面積調
(平成28年10月1日)
③～⑤国勢調査(平成27年10月1日)

新潟県は面積が広く、
地域の状況はさまざま



連携体制構築のきっかけ

<平成2年度>

支え合いのしくみづくりアドバイザー河田珪子氏が有償の助け合い「まごころヘルプ」、「地域の茶の間」を立ち上げる

河田氏との連携が始まる！

<平成26年度>

県の推薦でさわやか福祉財団の評議員である河田珪子氏とインストラクター加藤正子氏が国の中央研修に参加

さわやか福祉財団との連携が始まる！



<平成27年6月>

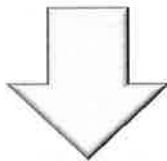
さわやか福祉財団と共催で生活支援体制整備事業のキックオフ研修実施

新潟県の施策展開

支え合いのしくみづくりアドバイザー河田珪子氏、さわやか福祉財団及び全国移動サービスネットワーク等と連携して以下の支援を実施

市町村の制度設計及び協議体・生活支援コーディネーターの体制整備を支援

市町村から具体的な活動内容が分からないという声が…



協議体構成員・生活支援コーディネーターの資質向上及び助け合い活動の創出に向けた支援

これまでの具体的な施策

<平成27年度>

○生活支援コーディネーター養成研修

⇒①さわやか福祉財団と共催で実施したキックオフ研修、②中央研修の伝達研修

○新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修

⇒平成27年度に新しい総合事業に移行した上越市でモデル的に実施

○市町村及び関係団体の勉強会、会議研修等へ参加

⇒制度改正の趣旨及び内容について説明、さわやか福祉財団と共同で協議体の立ち上げ及び生活支援コーディネーターの選出を支援



<平成28年度>

○生活支援コーディネーター養成研修

⇒制度上の位置付け及び新たなサービスを創出する手法を学ぶ研修を実施

○生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員合同研修

⇒互いの役割や機能を理解するための研修

○新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修

⇒全県を対象に県内2会場(新潟市・長岡市)で実施

※支え合いのしくみづくりアドバイザー河田瑠子氏が

「多様な介護サービスと支援の基本的視点」の科目を講義

○外出支援(移動サービス)担い手養成研修

⇒全国移動サービスネットワークに協力いただき、道路運送法等の関係法令やサービスの立ち上げ方法について学ぶ研修を実施

○市町村及び関係団体の勉強会、会議研修等へ参加

⇒制度改正の趣旨及び内容について説明、さわやか福祉財団と共同で協議体の立ち上げ及び生活支援コーディネーターの選出を支援



これまでの具体的な施策

<平成29年度>

○市町村ヒアリング

⇒地域支援事業全体の進捗状況及び抱えている課題を把握

○生活支援体制整備ワーキング

⇒支え合いのしくみづくりアドバイザー河田氏、さわやか福祉財団鶴山理事、県社協担当者及び現場の市町村担当者、生活支援コーディネーター、包括職員が委員となり効果的な市町村支援策を検討

○生活支援コーディネーター情報交換会

⇒各市町村の取組の進捗度及び課題の確認、生活支援コーディネーターや協議体構成員の市町村を超えたつながりづくり

○生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業

⇒河田瑠子氏、さわやか福祉財団、全国移動サービスネットワークから協力いただき、以下の支援を実施

①協議体設置・生活支援コーディネーター選出支援 4市町村

②共生型常設居場所創出支援 1市

③移動サービス創出支援 5市町

※年度末に報告会を開催し、県全体で成果や課題を共有

○新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修

⇒全県を対象に県内2会場(長岡市・新発田市)で実施

※支え合いのしくみづくりアドバイザー河田瑠子氏が

「多様な介護サービスと支援の基本的視点」の科目を講義



中間支援組織等と連携して施策を展開するメリット

その1

実践的な研修が実施できる！

その2

住民や現場の担い手の声を施策に反映できる！！

その3

さまざまなネットワークの構築につながる！！！！

前例のない事業なので

**さまざまなネットワークを構築し、
まずは何かやってみることが重要**

今後に向けて

生活支援コーディネーターをはじめ、地域では各分野のコーディネーターがそれぞれの視点で地域づくりを行っている



さらなるステップ！！

- ①生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、まちづくりコーディネーター等地域におけるコーディネーター間のネットワーク構築
- ②県においても既存の福祉関係のネットワークに加え、JAや民間企業等新たな連携体制を構築⇒県版協議体!?

支え合い・助け合いのある地域づくりの推進



現状と課題→目的

【現状と課題】

29年度になり、各市町村における体制づくりの進捗や課題が様々な状況となっている

「どこから手をつけていいかわからない」「生活支援コーディネーター（SC）を選出したのみ」

「協議体は毎月集まる委員会のように」「助け合いのつくり方など経験がなくわからない」「行政は社協など委託者に丸投げ」など様々

【目的】

* SCと協議体の役割の理解

（①適切な体制づくり②ニーズと担い手の掘り越し③助け合いの創出）

* 具体的な手法とポイントなどを学び合い実践につなげる

* SC同士がつながり、いつでも相談や連絡ができるようにする

事前準備

①参加申し込み時にSCと協議体の役割（ステップ①～③ごと）について「良い例」と「課題」を出してもらい表にまとめる（事前情報収集）

→当日資料として配布することで、参加市町村は全市町村の状況を知ることができる（都道府県も県内市町村の状況を把握できる）

② ①の資料を情報交換会の前に参加市町村に送る

→当日のグループワーク（GW）に積極的に参加し、知恵を出し合うことにつながる

③出された課題をGWをするための資料としてまとめる

①協議体の体制づくり(ステップ①)

市町村名	良い事例・情報(行政)	良い事例・情報(SC等)	課題・質問事項(行政)	課題・質問事項(SC等)
新潟市	<p>○協議体の立ち上げに際し、さわやか福祉財団にご協力いただき、地域の関係者を対象に勉強会を3回にわたり開催。当事業に関する住民の疑問や不満を出し合っ、意見交換をする中で、構成員を選定し、協議体を立ち上げることができた。</p> <p>○第1層SCに地域包括ケア推進モデルハウス立ち上げを課題として提示した。モデルハウス立ち上げの過程で協議体構成員と協力することにより、今後の取組みに当たってのSCと協議体の関係性を具体的にイメージできた。</p> <p>○フォーラムや通じて、協議体成を固めた。まは市長が行政より、当事業に姿勢を示し、役</p>	<p>○地域のニーズ調査に協力もらうことで役割を理解してもらっている。</p> <p>○協議体で勉強会を開催し、2層協議体の編成やSCの選出に向け、1層協議体・1層SC・行政が協働で取り組んだ。</p> <p>○地域住民参加の座談会などに協議体構成員の参加・協力を呼びかけていく。</p>	<p>○第2層SC・協議体により地域の支え合いのしくみを具現化させていくのが今後の取組課題。</p> <p>○そのための第1層SCや行政の関わり方について検討している。</p>	<p>○構成員によって協議体に対しての理解に温度差がある。</p> <p>○構成員とどのように協力体制を築いていくかが課題。</p> <p>○構成員は既に地域で活動している方かつ高齢の方もいる。その中で、どこまで動けるかが課題。</p> <p>○地域性が異なる複数の地域で1圏域が構成されているため、地域によって温度差もあり、取組内容に差が生じないか懸念がある。</p> <p>○人事異動や役員交代により構成員が入れ替わること、構成員の意識の差が生じている。雰囲気やどの方が良いのか</p>
長岡市				
三条市				
柏崎市	<p>○(第1層)メンバーを実践している住いもらい、多角的な視点で取り組んでいる。</p>	<p>○協議体の運営が「会議のための会議」「SCと委員の距離」の解消をはかるため、現場活動を共有するための実践班を(啓発班、移動支援班等)編成した。</p> <p>○協議体メンバーが地域ケア会議等にも参加し、現場共有を図っている。</p>		<p>○第2層協議体はコミュニティセンターが主体となるか。</p> <p>○協議体委員のつながりが薄い。共通の目的が定まっていない。</p> <p>○「運営指導」のノウハウ構築がない。</p>

各市町村の情報

プログラム



『生活支援コーディネーターの役割について学ぶ』

10:00～11:30 ① 協議体の体制づくり (90分)

12:30～14:00 ② ニーズと担い手の掘り起こし (90分)

14:00～15:30 ③ 助け合いの創出 (スパイラル) (90分)

※県内、県外、各地の良い事例、各地での課題をもとに意見交換しながら進行

《講師・アドバイザー》

公益財団法人さわやか福祉財団

会長 堀田 力

理事 鶴山 芳子

支え合いのしくみづくりアドバイザー

河田 瑠子氏

【グループワークで選択していただくテーマ】

ステップ1 「協議体の体制づくり」

- 1-1: 第1層、第2層のSCと協議体構成員の役割、目標とは
また、住民に理解してもらうためにはどのような方法があるか
- 1-2: 第1層、第2層のSCはどのような関係か、どう連携していけば良いか
- 1-3: 特に、第2層の協議体構成員はどのような人で、どう選出すれば良いか
- 1-4: 行政、包括、社協はじめ関係者、第1層SC、第2層SC、協議体関係者などの
共通理解をもつ方法
- 1-5: まちづくり協議会など同様の目的を持つ他団体と協議体との協働のルールや方法とは
- 1-6: 人口が少ない自治体では、第1層と第2層の分け方をどう考えれば良いか
- 1-7: 体制づくりにおける大切な視点、配慮すべき視点とは
- 1-8: 事務局体制のあり方、SCの拠点は
- 1-9: 行政内部にある関係部署の協力体制をどう築いていけば良いか
- 1-10: 地域ケア会議と協議体の関係は
- 1-11: 協議体のモチベーションの維持はどうすれば良いか
- 1-12: 住民主体の進め方は



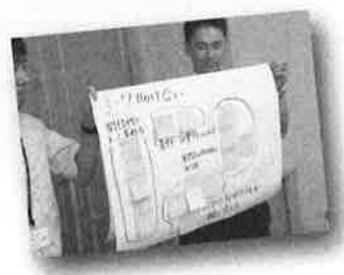
ステップ2 「ニーズと担い手の掘り起こし」

- 2-1 : ニーズと担い手の掘り起こしの効果的な方法と整理方法
- 2-2 : 担い手の高齢化、いつも同じ人が担っているという問題がある、新たな担い手をつくり出すためにはどのような方法があるか
- 2-3 : 全地区でニーズの掘り起こしを行うのか、集落を限定するのか
- 2-4 : これまで参加してこなかった人を座談会にどう参加してもらい、どう支える側にまわってもらえるか
- 2-5 : 「参加してみたい」という人が出た時に、どうやって創出に結び付けられれば良いのか
- 2-6 : 個々のニーズから地域課題を考えていく時に、個人情報やプライバシーの問題にどう対応していけば良いか
- 2-7 : 住民に自分ごとと感じてもらい、やらされ感なく参加してもらうにはどうしたら良いか
- 2-8 : 男性に参加してもらうにはどうすれば良いか



ステップ3 「助け合いの創出（スパイラル）」

- 3-1 : 助け合いの必要性を理解してもらうためには、どのような伝え方をすれば良いか
- 3-2 : 新たに立ち上げるにはどのように支援していけば良いのか、また、立ち上げた団体や既存の団体を継続していくためには、どのような支援が必要か
- 3-3 : 既存の活動を活かして助け合いを広げていくにはどうしたら良いか
- 3-4 : 高齢者以外のニーズ（障害、児童等）への対応は？
- 3-5 : 移動支援や買物支援はニーズがあるが、法的な制約や事故の問題をどうすれば良いのか
- 3-6 : 地縁組織の助け合い活動が活性化し、助け合い創出につながった事例を聞きたい
- 3-7 : そもそも、助け合いでどこまでできるものなのか
- 3-8 : 善意の習慣と有償ボランティアのはざまや整理の方法
- 3-9 : 行政の柔軟性を持った後方支援のあり方とは
- 3-10 : 数字では表しにくい助け合いの広がりをどう把握するか



効果

- S Cの役割をステップ①～③に分けることで、動きだして出される課題を整理しながら取り組みを進めることができる
- 目の前の具体的な課題をGWで話し合うことで様々なアイデアが出され、さらに発表で共有することで解決方法の引き出しが増える
→明日からの実践につながる具体的な情報を得ることができる
- いつでも情報交換できるS Cの仲間が県内にできる

効果(参加者アンケートから)

具体的な行動内容が聞けたので、自分のところでもその情報をもとにやれることが考えられる。

メンバー自身が”自分のこととして考えられるか”今度確認が必要だと思いました。そこがうやむやだと住民に伝わらない。

河田さんの講義により住民主体ということがよくわかった！

各地域でいろんな形で取り組んでいるのを聞くことができ、とても参考になりました。“作らなきゃ”という気持ちが先走り、大事なことが抜けていたような気がします。それに気づかせていただきとても良かったです。

とても勉強になりました。今後もお互いに情報交換しながら取り組んでいきたいと思いました。

最新の手法～事前の設問を現状の具体的な課題とし、GWで知恵を出し合う～

①第2層のSC/協議体づくりについて

第2層SCは地域の助け合いのニーズをしっかりと把握し、住民主体で助け合いをつくり出すことを支援する役割です。そういう役割を担う人として適切に「SC」や「協議体メンバー」を選ぶためにあなたが工夫していることがあれば紹介してください。また、そのような体制づくりにするために悩んでいることがあれば記載してください。

②ワークショップ（ニーズと担い手の掘り起こし）について

住民のニーズと担い手を掘り起こすために小単位で住民ワークショップをすることが望まれますが、あなたのまちではワークショップを開くことを検討していますか。開くとすればどのように計画しているかご紹介ください。また、開くにあたり悩みがあれば聞いてください。

③助け合いづくりについて

第2層協議体ができれば、住民のニーズに応じ、例えば居場所、地縁関係での助け合い、無償や有償ボランティア活動を創出すべく働きかけることになります。働きかけについて、その方策で考えていることがあればご紹介ください。具体的な質問があれば記載してください。

プログラム

10:30～12:00 (90)

(1) 第2層の生活支援コーディネーターと協議体づくり

①講義：第2層づくりのポイントなど さわやか福祉財団 会長 堀田 力
・事例紹介 (対馬市)

②GW：適切な第2層の選出 さわやか福祉財団 理事 鶴山芳子

13:00～16:30 (210)

(2) ニーズと担い手の掘り起こし(30)

①講義：ニーズと担い手の掘り起こしのポイントなど
・事例紹介 (新上五島町)

(3) 助け合いづくり(180)

①講義：助け合いづくりのポイント
・事例「基幹型居場所」(新潟市) ・GW
・事例「地縁活動」(佐々町) ・GW
・事例「有償ボランティア」(新潟県柏崎市) ・GW

住民の立場で共感を広げていく ～やらされ感を払拭していく～

支え合いのしくみづくりアドバイザー
河田 珪子

「断らない！！」「見過ごさない！！」

- ◆ 1 どこかに解決できるものはないか？
探すことで、つながり、情報共有、ネットワーク
- ◆ 2 解決のための新しい仕組みづくりにつながる

高齢社会は人材の宝庫

- ◆ 1 豊富な経験、知識を役立てたい
- ◆ 2 人の役に立ちたいという思い

こども、孫たちへ あたためた支え合いの財産

こども、孫たちへ 人と人とのつながりの大切さの財産

当事者視点があれば共感、広がっていく

支え合いの仕組みづくりの実績と活動

河田 瑠子

平成元年、認知症の夫の親達の介護に当たるため、単身で大阪から新潟にもどる。がんの予後外来に通院しながら、当事者として、介護専門職としての立場から「介護しつつ自分の人生を大切にしたい。介護される側の人生も大切にしたい。そんなシステムを創りたい。」と呼びかけ、何時も当事者視点から実践者として、多くの人達と一緒に、支え合える仕組みを創り続ける。また、その経験と実践を元に、支え合いのしくみづくりアドバイザーとして活動を続ける。

- 平成 2 年 有償による市民相互の助け合い「まごころヘルプ」と「居場所」を開始、
- 平成 5 年 財団法人新潟市福祉公社設立に伴い自主事業として参画した。
- 平成 7 年 安否確認と毎日夕食を届けるために、業者、下越婦人会館、郵便局等を拠点に、退職後の男性 100 人を中心に「まごころ夕食」開始（安否確認、食の安心、退職後の男性の活動とつながり）
- 平成 9 年 山二ツ会館で個人として自治会や老人クラブと一緒に「地域の茶の間」開始、その後、福祉公社まごころヘルプの自主事業として貯金事務センター、万代シティバスセンターでも開始
- 平成 12 年 “断らない”を目的にネットワーク「ごちゃまぜネット」を開始。
- 平成 15 年～25 年 新潟市東区粟山で、空き家を活用した泊まることもできる常設型地域の茶の間「うちの実家」開始、バリアのある家を活用しての公民館事業の介護実技講習、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいの有無を問わず参加でき、誰をも、受身にしない居場所の確立、小学校の子供の居場所、全国からの視察受け入れ
- 平成 19 年～28 年 異業種交流「夜の茶の間ネットワーク」
- 平成 20 年 公民館で清水義晴氏と地縁づくりを目的に「ご近所談義」開始
- 平成 25 年 石山地区公民館で地域の茶の間「実家の茶の間」開始
- 平成 26 年 新潟市から「うちの実家」の再現依頼を受け、市との協働事業として新潟市の地域包括ケア推進モデルハウス内で「実家の茶の間・紫竹」を新潟市紫竹で開始、生活支援コーディネーター研修、各団体の実習、研修受け入れ等も実施している。
- 平成 28 年 「地域の茶の間」の立ち上げ方と継続の方法、運営のノウハウを伝える短期集中講座「茶の間の学校」開始（校長・清水義晴）

介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護職員現任研修、実践的な介護技術等講師、新潟県高齢者大学講師、江戸川人生総合大学講師、委員会委員、団体理事、評議員を務める。

河田 珪子（平成29年度）

支え合いのしくみづくりアドバイザー

昭和19年 新潟県新発田市生まれ
社会福祉主事任用資格・介護福祉士

任意団体 実家の茶の間世話人代表
新潟県高齢者保健福祉推進協議会委員
新潟県生活支援体制整備アドバイザー
新潟県新しい地域支援事業人材育成検討会委員
新潟県生活支援体制整備推進ワーキング委員（座長）
新潟県社会福祉協議会総合企画部会委員
新潟県共同募金会配分委員会委員
新潟県高齢者大学副学長
新潟県高齢者大学運営委員会委員
新潟県社会教育委員会委員
新潟県社会福祉協議会支え合いのしくみづくりアドバイザー
新潟市支え合いのしくみづくりアドバイザー（嘱託）
新潟市地域医療推進会議委員
公益財団法人さわやか福祉財団評議員
特定非営利活動法人長岡医療と福祉の里ボランティア連合会理事
介護労働安定センター新潟県支部 介護職員初任者・実務者研修他講師
社会福祉法人乙の園 みたけ保育園監事
新潟県弁護士会人権賞選考委員
新潟県高齢者大学講師
江戸川総合人生大学講師

賞 新潟県弁護士会人権賞
国際ソロプチミスト女性栄誉賞
がんばる女性の頑張り支援事業奨励賞
第1回「21世紀への道標賞」
ワンダフル・サードエイジ2005受賞
平成19年度地域づくり総務大臣表彰（個人表彰）
エイボン女性年度賞2014
第4回健康寿命を延ばそう！アワード 団体賞（実家の茶の間）

<第二部 パネルディスカッション>

パネリスト プロフィール

金子 直史 氏 埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長

昭和38年9月12日生まれ54歳。埼玉県川口市出身。
昭和62年4月に埼玉県職員に奉職。以降、子育て支援課、高齢介護課、志木市健康福祉部長などを歴任し、平成26年4月に福祉政策課政策幹に就任。
平成27年4月から現職。

清水 肇子 氏 公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

さわやか福祉推進センター（現公益財団法人さわやか福祉財団）創立時から参加。情報誌『さあ、言おう』編集長、常務理事事務局長を経て、平成26年7月同財団理事長に就任。超高齢社会、成熟社会において、誰もがいきいきと輝ける新しいふれあい社会の構築を目指して、全国での仕組みづくりを強力に実践中。生活支援コーディネーター指導者養成事業他厚生労働省関係委員会委員、内閣府政策コメンテーター、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター主監、他

諏訪 徹 氏 日本大学 文理学部社会福祉学科 教授

1988年 全国社会福祉協議会。2008年退職。
2008年 厚生労働省社会・援護局社会福祉専門官。2013年退職。
2013年4月 日本大学文理学部社会福祉学科教授。
研究分野は社会福祉学。

中沢 豊 氏 松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 課長

2015年制度改正に合わせ、組織を新設、担当となり、第1層S Cを兼任している。訪問型サービスA・B・Dを連動させた元気応援サービス、高齢者を応援する団体を公募する元気応援キャンペーン、都市で活動場所不足を解消するため活動場所の公募、高齢者の住民活動を支援する元気応援ほけん、産学官が連携する「住民主体の都市型介護予防モデル“松戸プロジェクト”」、高齢者サブサイト「まつどDEいきいき高齢者」などユニークな発想を事業化している。

松岡 武司 氏 倉敷市 第1層生活支援コーディネーター、 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

昭和53生まれ。大分県宇佐市出身。吉備国際大学社会福祉学部卒業後、船穂町社会福祉協議会に入社。
社協が実施するデイサービスセンター相談員業務及び、地域福祉事業に従事する。平成17年に市町村合併に伴い、倉敷市社会福祉協議会へ入社。日常生活自立支援事業の専門員業務、総務課での勤務を経て、昨年度より生活支援コーディネーターを担当。地域住民・関係機関とともに、地域の「手づくりの福祉活動」の推進を目指す。

目崎 智恵子 氏 高崎市 第1層生活支援コーディネーター

H27年9月、生活支援体制整備事業着手当時から、住民勉強会準備・実施、関係者や地域住民との調整・関係性づくり、協議体立ち上げに至るまで、3年計画において常に現場に入り取り組んできた。平成28年4月、高崎市より第1層生活支援コーディネーターを委嘱され、同時に市民の提言を施策へ反映させるため、介護保険運営協議会委員としても活動中。認定NPO法人職員として居場所・配食・助け合い活動等の事業立ち上げを行って来た。

<オブザーバー>

厚生労働省 老健局 振興課

<進行>

齊木 大 株式会社日本総合研究所 シニアスペシャリスト

第二部 パネルディスカッション

生活支援体制整備の推進に向けた“問い”

1. 現場が直面している課題は何か？

- 「動き始めた現場」における、生活支援コーディネーター、自治体がそれぞれ直面している悩みは何か？
- これから立ち上げるならどう工夫すべきか？

2. 行政がやるべきこと／やらない方がよいことは何か？

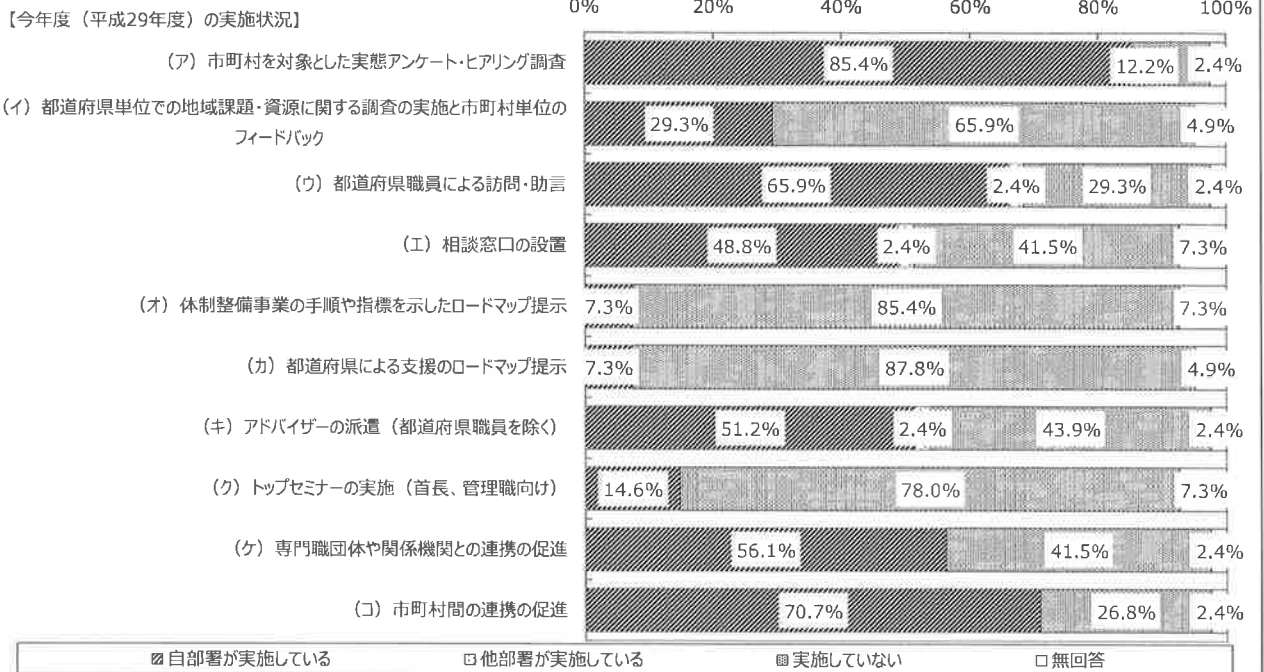
- 現場の悩みを解決し、活動を推進していくために何をすべきか？
- 行政が“やらない方がよいこと”は何か？

3. 都道府県等がやるべきことは何か？

- 立ち上げ段階、現場が動き始めた段階の各段階で、何が期待されるか？
 - 推進チームを作っていくために、何ができるか？
-

市町村支援の実施状況①

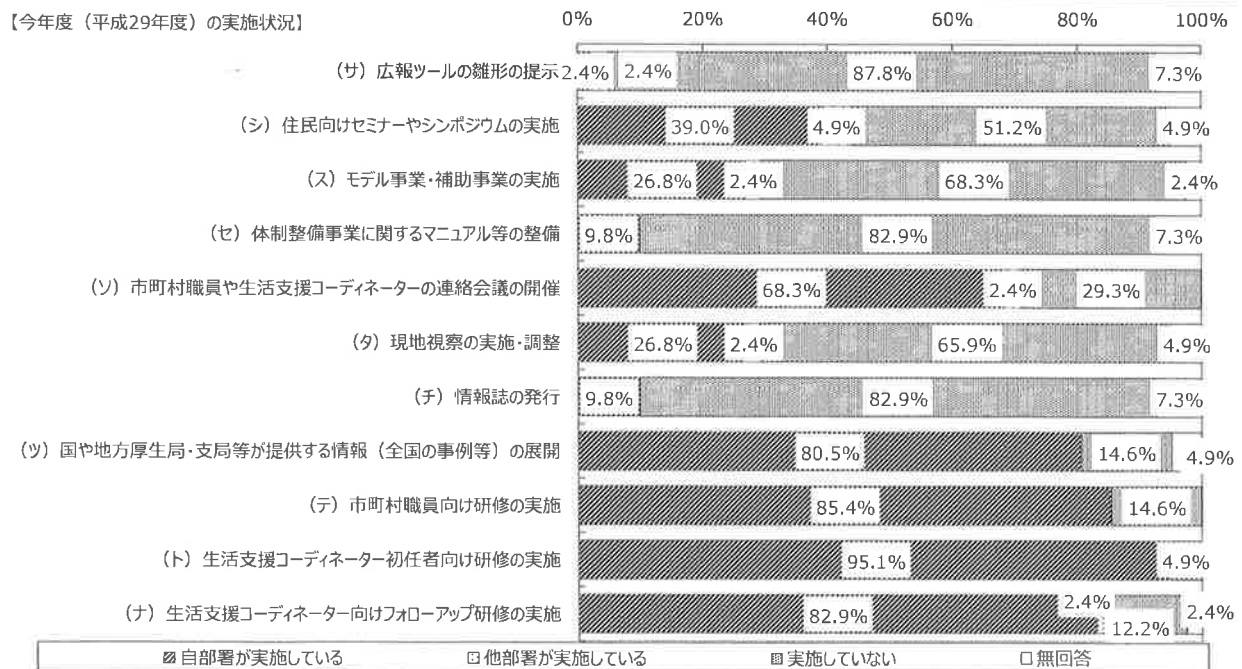
※本事業で実施した都道府県アンケート調査結果より(n=41)



出所：生活支援体制整備事業にかかる市町村支援に関する都道府県アンケート調査（株式会社日本総合研究所）

市町村支援の実施状況②

※本事業で実施した都道府県アンケート調査結果より(n=41)



出所：生活支援体制整備事業にかかる市町村支援に関する都道府県アンケート調査（株式会社日本総合研究所）

